

令和七年
十一月
青森県議会第三百二十四回定期会議録 第二号

齊東野語 卷之二十一

午前十時三十分開議

本日の会議に付した事件

第一、一般質問（田中順造、夏堀嘉一郎、大澤祥宏、谷川政人各議

四

午前十時四十九分開議

出席議員四十八名

讀長工藤懷慶

留詩長存朋友

三番井本貴之

五 番 小 笠 原 大 佑

七 番 大 澤 祥 宏

九番大平陽子

十一番夏坂修

十三 番 吉 田 俊 が り

十二番 天奇光用

十九番和田寛司

二十一番 菊池 勲

二十三番 鶴賀谷 貴

鶴賀谷

三

貢

二	四	六	八	十	番	工	藤	悠	平
二十四番	二十二番	二十番	十八番	十六番	十四番	十二番	番	夏	堀嘉一郎
田端深雪	高畑紀子	小比類卷	木明和人	福士直治	大澤敏彦	後藤清彦	斎藤孝昭	北向由樹	貴弘
		正規							

出席事務局職員		地方自治法第百二十二条による出席者	
局長	藤康成	次長	伊藤敏文
議事課長	角田正人	総括主幹	土屋順司
総括主幹専員	中野弥寿喜	主幹	山口友一
主査	岡崎正博	主査	中畑祥将
副知事	小谷知也	副主幹	千葉雄文
副知事	奥田忠雄	土屋順司	財務部長
総務部長	澤純市	山口友一	千葉雄文
財務部長		中畑祥将	
千葉雄文		伊藤敏文	

総合政策部長 後村文子
いじゅく家庭部長 若松伸一
交通・地域社会部長 船木久義
環境エネルギー部長 豊島信幸
健康医療福祉部長 守川義信
経済産業部長 上沢謙一
観光交流推進部長 斎藤直樹
農林水産部長 成田澄人
県土整備部長 新屋潮人
危機管理局長 築田和夫
国交・障害局長 出崎滋
会計管理者 小坂秀彦
教育長 風知彦
警察本部長 安田貴司
監査委員 佐々木知彦
監査委員事務局長 松田誠明

地方公務員法第5条第2項の規定による意見について

別紙のとおり議会（第324回定例会）に報告する。

令和7年11月27日

青森県議会議長 工藤慎康

○議長（工藤慎康） わはよひやります。ただいまより今議を開きます。

◎ 議会報告

○議長（工藤慎康） 議会報告として、第五号「地方公務員法第五条第

一項の規定による意見について」を配付しております。

写

青人委7第206号
令和7年11月25日

◎ 県政に対する一般質問

青森県議会議長 工 藤 慎 康 殿

青森県人事委員会委員長 奥崎栄一

(公印省略)

地方公務員法第5条第2項の規定による意見について

令和7年11月20日付け青議第429号をもって求められたことについては、下記のとおりです。

記

議案第12号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」

(意見)

本条例案は、令和7年10月6日に本委員会が議会及び知事に対して行った職員の給与に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額並びに初任給調整手当、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額等を改定し、並びに特地勤務手当に準ずる手当に係る支給対象職員の範囲を拡大し、並びに義務教育等教員特別手当の支給基準を改めるとともに支給限度額を引き上げたものであり、適当であると考える。

議案第17号「義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案」

(意見)

本条例案は、教職調整額の額を改定し、及び指導改善研修被認定者に教職調整額を支給しないこととするためのものであり、適当であると考える。

議案第18号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」
(意見)

本条例案は、多学年学級相当手当を廃止するためのものであり、適当であると考える。

す。

本県は、少子化対策の一環として、子育て世帯における経済的負担の軽減を図るため、子育て費用無償化の取組を積極的に進めております。

そこで、基本計画の推進に向けて、令和八年度の取組の重点化の基本方針に込めた知事の思いについてお伺いいたします。

次に、本県における少子化対策と子育て支援の充実についてであります。

○議長(工藤慎康) 一般質問を行います。

四十五番田中順造議員の登壇を許可いたします。——田中議員。

○四十五番(田中順造) わせぬへりやります。自由民主党の田中順造でござります。第三回十四回定例会で一般質問の機会をいただき、ありがとうございました。

りがいへりやります。

それでは、順次通告に従つて質問をさせていただきます。

まず初めに、青森県基本計画「青森新時代」への架け橋の推進についてであります。

知事は、就任以来、県民との対話を重ね、県民の声や有識者の意見を基に政策を立案し、スピーチ感と実行力を持って施策を展開されており、大変心強く思っております。

さて、本年七月、青森県では初めての開催となった全国知事会議が行われました。また、来年はいよいよ四十九年ぶりの本県開催となる青の煌めきあおもり国スポーツ・障スポーツも開催される予定であります。

いわした全国規模の大いなイベントへの対応はむちゅん、長引く物価高への対応など、差し迫つて対応すべきいふにはしっかり対応していくも、青森県のめぐら姿、「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」の実現に向けて、県の基本計画も、毎年度、重点化を図りながら着実に進めいく必要があるものと考えております。

そこで、基本計画の推進に向けて、令和八年度の取組の重点化の基本方針に込めた知事の思いについてお伺いいたします。



-7.11.26
青森県議会
事務局

昨年度、青森県では、市町村が実施する学校給食費をはじめとする子育て費用の無償化を支援するため、青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金制度を創設いたしました。この制度により、それまで市町村が独自に取り組んできた学校給食費無償化の取組を全県に拡大させ、都道府県では全国初となる全市町村での小・中学校給食費の完全無償化を実現いたしました。また、今年度からは、ゼロ歳から十八歳までの子供医療費についても、全市町村での完全無償化を実現いたしました。

こういった子育て費用の無償化に向けた取組は、県と市町村との緊密な連携の下、市町村によって異なる既存事業の状況や物価高が続く現状への対策等を盛り込みながら、おおむね順調に進んできたものと感じております。給食費無償化や保育の支援などに関しては、現在、国においても検討が進められているところでございます。

こういった中で、十和田市では、「期待ふくらむ！笑顔あふれるまちづくり！」をスローガンに、その実現のために四本の政策的柱の第一に「子どもたちの笑顔」を掲げ、子育て支援の充実を図ることとしております。

また、先日の重点事業要望では、上十三地域の市町村から県に対しても、広域要望として、子育て費用の無償化について、全国一律制度の創設についての国への働きかけや、県による財政支援の充実等の要望がなされたところです。

そこで、少子化対策と子育て支援の充実について、これまでの取組の成果と今後に向けた知事の思いについてお伺いいたします。

次に、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進についてであります。

今般、高市内閣発足に当たり、高市總理大臣から黄川田内閣府特命担当大臣に対して出した指示の一つに、「年齢・障害等に関わりなく安全・安心に暮らせ、互いに支え合う社会の実現に向けて取り組む。社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について総合的な

対策を推進する」との内容があつたと報道がありました。

近年、社会ニーズの多様化・複雑化により、児童・高齢・介護・障がい等、単独の制度だけでは適切な支援を受けられない課題が提起されています。子供たち、高齢者の方々、障がいを抱える方々が安全に生きがいを持って、健康で明るく安心して暮らせる地域共生社会を目指していく必要があります。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、世代の違いや障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現のため、地域福祉の推進が必要と考えますが、県はどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

また、近年、単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など、社会構造の変化により、家族や地域、会社などにおけるつながりが薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況になっています。

そこで、二点目として、人口減少や少子高齢化等の社会構造の変化により深刻化する孤独・孤立問題に対し、県はどのように取り組んでいますかお伺いいたします。

次に、地域医療連携推進法人の取組についてであります。

持続可能な医療提供体制の構築に向けて、平成二十八年三月に青森県地域医療構想が策定されてから間もなく十年が経過いたします。高市政権においても、入院だけでなく、外来・在宅医療や介護との連携を含む新しい地域医療構想を策定し、地域での協議を促すこととされています。

地域医療構想の達成に向けた取組の一つとして、地域医療連携推進法人制度があります。人口減少が進む中において、地域医療連携推進法人の取組により、地域の医療機関が相互に機能の分担、連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供していくことが重要であります。

さて、私の地元では、十和田市立中央病院が上十三地域における医療

提供体制の中心的な役割を果たしております。十和田市立中央病院はじめ、五つの病院が連携し、地域医療連携推進法人上十三まるごとネットが令和三年三月に設立され、医療機能の分担、連携の取組が進められています。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、「この上十三まるごとネット」を含め、県内の地域医療連携推進法人の取組状況についてお伺いいたします。

宮下知事は、先月の知事と市町村長との意見交換会と、今月の県自治体病院開設者協議会からの要望の場において、この地域医療連携推進法人を拡充していくと表明いたしました。私も知事と同じく、将来にわたり地域医療提供体制を確保していくためには、「この上十三まるごとネット」のような地域医療連携推進法人の取組を拡充すべきと考えます。

そこで、二点目として、地域医療連携推進法人の取組の拡充について、改めて知事の見解をお伺いいたします。

次に、本県農業の振興についてであります。

人口減少が進行し、担い手や後継者不足、高齢化が進んでいることに加えて、全国的に夏の気温は年々高温で推移しており、本県においても、今年は例年以上の厳しい暑さとなりました。八月までは降水量も少なく、高温と渇水により農作物の生育への影響が懸念されるなど、農業者の皆さんにとって大変厳しい夏であったと思います。しかしながら、八月以降の降雨により、何とか大きな被害には至らず、無事、出来秋を迎えることができました。日々の気象状況に悩まされながらも懸命に農作業に取り組まれた生産者の皆さんへの努力に心から敬意を表したいと思います。

特に米につきましては、JAが示した概算金が過去最高額を記録し、生産者の皆さんにとって大きな励みとなつていることだと思います。

また、十月二十一日には新たに高市政権が発足し、その所信表明演説において、食料安全保障を確保する観点から農林水産業の振興を重視

し、先端技術の活用によって稼げる農林水産業をつくり出すと表明されました。これは、所得増にこだわった施策を進める本県の青森新時代「農林水産力」強化パッケージと同じ方向を向いたものであると感じております。そこで、人口減少や気象変動など、取り巻く環境が大きく変化する中、本県農業の持続的な発展に向けて、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、ナガイモの高品質安定生産についてであります。

ナガイモは、ニンニク、ゴボウと共に本県を代表する品目で、私の地元である十和田市をはじめとした上十三地域は、高品質なナガイモを供給する産地として、全国の市場から高く評価されております。今年も収穫作業が行われている圃場が見られ始めており、本年産の作柄が気になるところであります。

本県が収穫量日本一の座を北海道に明け渡してから十年以上経過いたしましたが、県内には、ナガイモ栽培に対し、こだわりや技術が高い生産者が多く、産地として北海道に負けてはいないと感じております。今後も、ナガイモの主産地として地位を維持し、生産者の所得を確保していくためには、収量、品質の向上に向けた取組を進めていく必要があると考えます。

そこで、本年のナガイモの生育状況と高品質安定生産に向けた県の取組についてお伺いいたします。

次に、十和田湖及び奥入瀬溪流の観光振興についてであります。

まず、十和田湖休屋地区の観光振興についてお伺いいたします。富士箱根地域とともに国立公園に指定された国を代表する自然公園である十和田湖と奥入瀬溪流には、この秋も木々が織りなす色彩豊かな景觀や食、温泉などを目当てに、国内外から多くの観光客が訪れております。

一方で、十和田湖においては、宇樽部地区の桟橋によよそ十年にわたる

り遊覧船四隻が不法に係留されたまま放置されていたり、休屋地区では長年にわたり廃屋となつてある建物が多くあるなど、いずれも安心・安

全や景観保護の面でも困つてゐるという声を聞きます。

放置された遊覧船について、県では、九月二十二日付で全四隻を三月二十二日までに桟橋から撤去するよう、所有者に対して強制力を伴う行政処分として命令を出したところです。一日も早い撤去を地元の方々は願つております。県には引き続きしっかりと取り組んでいただくようお願いいたします。

また、休屋地区については、国による廃屋の解体、撤去が平成二十七年から開始されており、来訪者が国立公園を利用するモデルとなるよう

な拠点として、今後、様々な整備を進めていくと聞いております。

そこで、県は、十和田湖休屋地区の観光振興にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、奥入瀬渓流区間の利活用と環境整備についてお伺いいたします。

奥入瀬渓流に目を向けてみますと、本年八月十九日からの大雨による土砂の流入によって通行止めとなつていていた国道一〇二号は八月二十三

日に、奥入瀬渓流歩道は九月十日に、関係の皆様の迅速な対応によつて早期に全区間通行再開されたことに、まずもつて感謝いたします。ゴーラデンウイークや紅葉シーズンを中心に、毎年多くの観光客が来訪する奥入瀬渓流への広域アクセスを踏まえると、国道四十五号の四車線化などを含む幹線道路の機能強化が求められています。同時に、渓流そのものの魅力を保ち、向上していくためには、豊かな自然環境を守りつつ、安全で快適に観光を楽しめる環境づくりが求められています。

今年度も十月二十七日から十一月一日にかけて行われた奥入瀬自然博物館は、そういった環境を来訪者が期間限定で体験できる重要な取組であると考えています。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、毎年秋に一般車両を規制して行つてゐる奥入瀬自然博物館の取組についてお伺いいたします。

また、先月行われた知事と市町村長との意見交換会において、十和田市長から奥入瀬渓流区間のトイレの不足と通信環境についての要望がありました。いずれも観光客の受入れ体制は十分とは言えない状況であり、とりわけ携帯電話が通じにくいことは緊急の連絡時に不安があることから、積極的に進めていただきたいと考えています。

そこで、「二点目として、国道一〇二号奥入瀬渓流区間における通信環境の整備に向けた取組についてお伺いいたします。

次に、青の煌めきあおもり国スポ・障スポについてであります。

県では、今から九年前の平成二十八年八月に第八十回国民体育大会青森県準備委員会を設立して以来、県民をはじめ、多くの企業や関係団体などの理解と協力を得ながら大会の準備を進めてきたことと思ひます。そして、いよいよ来年、ここ青森の地で青の煌めきあおもり国スポ・障スポが開催されます。本県においては、国スポ冬季大会と本大会を同一県で開催する、いわゆる完全国スポとして開催されるほか、障スポは本県初開催となります。私の地元でも国スポ・障スポの各種競技が行われますが、申し上げるまでもなく、国スポは国内最大のスポーツの祭典であり、多くの選手や関係者が本県を訪れます。

両大会の開催を通じて、スポーツの振興や共生社会の実現を図つていいことはもとより、様々な形で本県の豊かな自然や歴史、多様な食文化などを全国に発信していく絶好の機会となります。そのため、知事の強力なリーダーシップの下、準備に万全を期して、両大会を成功に導いてほしいと思っております。

先日の報道で、滋賀県の国スポ・障スポの閉会式において、滋賀県知事から宮下知事に大会旗が引き継がれる姿を拝見し、本県での開催がすぐそこに迫つてることを改めて実感いたしました。宮下知事におかれても、大会旗を受け取り、開催への決意を新たにしたことと思ひます。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、青の煌めきあおもり国スポ・障スポの開催に向けた知事の意気込みについてお伺いいたします。

次に、青の煌めきあおもり国スポ・障スポの開催に向けた県内の機運醸成についてであります。

国スポ・障スポは全国から注目されるイベントであり、来県される選手や関係者をおもてなしの心でお迎えし、すばらしい大会であつたと思つていただけるよう、県民総参加により様々な取組を進めていくことが重要であると考えます。そのためには、何よりも県民の共感と機運の醸成が欠かせないものであります。

これまで県では、各種媒体の活用やイベント開催による広報活動や、青の煌めきダンスの普及啓発などを通じて県民運動を展開していくますが、日々の暮らしの中で両大会が話題に上がるような、さらなる取組が全県的ー一体感を生み出し、大会の成功に向けた大きな推進力につながるものと考えます。

そこで、二点目として、国スポ・障スポの開催に当たり、県内における機運醸成がこれまで以上に重要なと考えますが、県の取組状況についてお伺いいたします。

次に、青森県立高等学校魅力づくり推進計画であります。

県教育委員会では、先般、令和十年度以降の県立高等学校教育改革の在り方を示した青森県立高等学校魅力づくり推進計画の基本方針を決定しました。この基本方針にあるように、社会の急激な変化に伴い、先行きはますます不透明になっており、子供たちに将来の予測が困難な時代を生き抜いていく力を身につけさせる必要があると考えます。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、青森県立高等学校魅力づくり推進計画は、どのような視点で策定するのかお伺いいたします。

私の住む上十三地区では、十和田西高校、六戸高校、三本木農業高校

の統合により、令和二年度に三本木農業恵拓高校が開校しました。同校では、統合となる高校の歴史や伝統、教育実践を継承しつつ、これまで培ってきた農業教育を生かした学びを実践していると聞いておりますが、統合案が示された当時は、地域でも様々な意見が上がったところであります。このことからも、高等学校教育については、地域住民にとって関心のあることだと思います。

そこで、二点目として、県立高等学校の魅力づくりは地域等との対話を通じて進めることができると考えますが、前期実施計画の策定に向けて、県教育委員会は今後どのように取り組むのかお伺いいたします。

最後に、県立特別支援学校の校名変更についてであります。

こうした中、特別支援学校の校名の在り方にについて、養護学校などの校名を特別支援学校や支援学校に改める都道府県が増えてきております。これは、地域社会における特別支援教育への理解を深め、より開かれた学校づくりを進めようという時代の要請とも考えられます。

県教育委員会では、先日、校名の変更に係る方針を公表しました。このことについて二点質問いたします。

まず一点目として、県立特別支援学校の校名変更を検討することになった経緯についてお伺いいたします。

次に、二点目として、県教育委員会は校名変更をどのように進めていくのかお伺いし、以上をもって、壇上からの質問を終わります。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） おはようございます。田中議員にお答えいたします。

まず、令和八年度の取組の重点化の基本方針についてお答えいたします。

令和八年度の取組の重点化の基本方針では、地域特性を生かしたしげとづくりと所得向上・労働力確保、いのちとくらしを守る基盤強化と共生社会の実現、若者の定着・還流と「こどもまんなか青森」の推進に最優先で取り組むことといたしております。

多くの若者が青森県で人生を送ることに多様な可能性を見いだし、ここで暮らしたいと思える魅力ある県にしていくため、こうした取組に政策資源を集中させ、対話を重視しながら、あらゆる主体と連携、協力し、青森新時代の実現に向けて挑戦を続けてまいります。

続いて、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現のための取組についてお答えいたします。

県では、青森県地域福祉支援計画を策定し、地域社会全体で住民の福祉を支える仕組みである地域福祉を推進しており、住民に近い立場で見守り、相談支援を行う民生委員、児童委員の資質向上や担い手確保、生活困窮者自立支援制度における生活困窮者に寄り添った相談支援、市町村が中心となつて、属性や世代を問わず、包括的に相談支援を行う重層的支援体制の整備、地域のつながりの希薄化等により深刻化する孤独・孤立問題への対策などに取り組んでおります。

今後とも、県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、国、市町村、関係団体と連携しながら、地域福祉に係る施策を推進してまいります。

続いて、将来にわたり地域医療提供体制を確保するための取組についてお答えいたします。

県では、高齢化や人口減少が進む中で医療提供体制を維持していくためには、医療機関の連携が必要不可欠と考えており、それぞれの地域において、広域連合などの既存の枠組みの活用、既存の地域医療連携推進法人の参加団体の拡大、新たな地域医療連携推進法人の設立など、連携

に向けたさらなる取組を促してまいります。

また、さらなる広域的連携について、地域医療構想調整会議の全県版の設置に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、本県農業の持続的発展に向けた県の取組についてお答えいたします。

本県農業を持続的に発展させていくためには、様々な環境変化に対応しながら、高い生産性と付加価値を追求し、若者をはじめ、誰もが希望を持って働くことができるよう、所得向上につながる取組を戦略的に展開していく必要があると考えております。

このため、青森新時代「農林水産力」強化パッケージについては、生産現場から得られた意見等を反映して毎年度見直しを行つており、今年度は、農業分野において、所得向上プログラムの実践と企業の農業参入の推進を加えた二十八のプロジェクトに取り組んでおります。

また、近年は、夏季の高温や冬季の豪雪など気象が大きく変動していることから、高品質安定生産に向けた対策を強化するため、高温に対応した生産技術の確立や品種の育成、リンゴ苗木の安定供給体制の構築などにも取り組んでまいります。

続いて、十和田湖休屋地区の観光振興に係る取組についてお答えします。

十和田湖休屋地区は、十和田八幡平国立公園における集団施設地区に指定された滞在、宿泊の拠点であり、県では、同地区の観光振興に向けて、県が管理する展望台の改修等による受入れ環境整備や地域資源の魅力向上を図るとともに、来月から実施する青森県・函館観光キャンペーンや、県民向けの宿泊キャンペーンにより誘客を促進してまいります。

また、県は、環境省による休屋地区を中心としたエリアの目標すべき将来像の実現に向けた基本計画の策定に参画し、充実した滞在と付加価値の高い観光を推進するため、景観改善、コンテンツの充実など、さらなる観光振興に取り組んでまいります。

○議長（工藤慎康） 奥田副知事。

奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 初めに、少子化対策と子育て支援の充実に係るこれまでの取組の成果と今後についてお答えいたします。

県では、本県で生まれ育つ子供たちが増えていく環境をつくり出し、人口減少の流れを変えていくため、令和六年十月に取りまとめましたことども・子育て「青森モデル」において、若者や女性の定着・還流、家庭と仕事の両立、出会い・結婚、妊娠・出産、子育て環境の五つの政策を掲げ、取組を進めております。

これまでに小・中学校の給食費の完全無償化、公的医療保険の対象となる不妊治療の自己負担の全額助成、キッズシッターの利用支援、小児科オンライン診療の試行を新たに開始するなど、本県の子育て支援は着実に前進していると認識しております。

少子化の進行は我が国全体の課題でもあり、容易に解決できるものではありませんが、今後も県民の皆様との対話を通じて認識を共有しながら、「青森モデル」の取組を着実に進めてまいります。

次に、奥入瀬渓流区間における通信環境の整備に向けた取組についてお答えいたします。

当該区間では、ほとんどが携帯電話の不感地帯となつており、奥入瀬ビジョンの実現に向け、観光客への情報提供や、災害・緊急時の連絡手段確保という観点からも、通信環境の整備が必要と考えております。

このため、令和元年度から四年度までの四年間で当該区間の電波状況を調査し、その後、通信設備の設置の可能性について環境省に確認したところ、当該区間は国立公園特別保護地区であることから、渓流沿いに通信設備を新設することは難しいとする一方で、既設道路に通信管路を埋設することは基本的に問題ないとの見解を得ているところです。

今後は、奥入瀬ビジョンの実現に向けて、事業構想への通信環境の整備方針の追加、環境省との設計協議への移行など、関係機関と連携しながら、当該区間の通信環境の整備に向けた取組を進めてまいります。

次に、青の煌めきあおもり国スポ・障スポの開催に向けた意気込みについてです。

先日、滋賀県において開催されました国スポ・障スポにおきましては、知事が式典に出席するとともに、各競技会場でのおもてなしや盛り上がりの状況、ボランティアの活躍の様子などを確認したほか、会場地の市長、町長と大会運営等に関する意見交換も行われたところです。

滋賀県からしっかりとバトンを受け取り、あと約二か月に迫った国スポーツ冬季大会を皮切りに、四十九年ぶりに開催される国スポ本大会、本県初開催となる障スポが記憶に残る大会となるよう、県民の皆様や市町村と共に、県を挙げて国スポ・障スポを盛り上げていくことが重要であると考えております。

県では、国スポ・障スポを通じて青森県がスポーツで一つになる、県民の心がスポーツで一つになる、そうした大会を目指すとともに、来県される皆様を真心の籠もつたおもてなしの気持ちでお迎えし、本県の魅力を満喫いただけるよう、開催に向けた準備を加速してまいります。

○議長（工藤慎康） 健康医療福祉部長。

○健康医療福祉部長（守川義信） 御質問一点についてお答えいたします。

初めに、孤独・孤立問題に対し、県はどのように取り組んでいるのかについてお答えいたします。

県では、県民誰もが抱える孤独・孤立問題に対応するため、県内に地域共生社会コーディネーターを配置し、地域の橋渡し役である生活支援コーディネーターや市町村への支援を行っています。

また、適度な距離感で高齢者等の暮らしを見守る、通称見守りさんの育成を実施しており、今年度は十一月から十二月にかけて、十和田市、むつ市において、見守りさん養成講座を開催しているところです。さらに、来る十二月十一日には孤独・孤立対策に取り組む多様な専門職が分野横断的に参加する交流会を八戸市で開催し、県内の支援者のネ

ソフトワーク拡大を図ることとしています。

次に、県内の地域医療連携推進法人の取組状況についてお答えいたします。

○議長（工藤慎康）

県土整備部長
奥入瀬自然博物館の取組についてお答えいたします。

現在、県内には二つの地域医療連携推進法人があり、青森地域では、本県と青森市を参加法人とするあおもり医療連携推進機構において、診療連携、患者等の情報の共有、人材の教育、交流など、統合新病院整備に向けた取組が行われています。

また、上十三地域では、十和田市をはじめ、五つの参加法人による上十三まるごとネットにおいて、患者の相互診療体制の構築、医薬品の共同購入、医療機器の共同利用、災害時の連携、がん対策の推進、職員の人材交流や共同研修など、参加法人内の病院における機能分担、連携の取組が行われています。

○議長（工藤慎康） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 本年のナガイモの生育状況と高品質安定生産に向けた県の取組についてお答えいたします。

本年のナガイモの生育状況は、県や上北地域三農協が十月中旬から下旬に実施した調査によると、芋の長さ、重さとともに前年を上回つており、順調に推移しています。

一方、近年は、夏場の高温により芋の形状が極端に長く、ボリューム不足になるため、収穫や選別時における破損が多く、収量や品質低下の大きな要因となっていることから、県では、高温対策に重点的に取り組んでいるところです。

具体的には、形状がコンパクトな新品種夢雪について、令和十年からの生産現場への導入を目指し、県産業技術センター野菜研究所と連携しながら、種苗の増殖や栽培技術の確立等に取り組んでいます。

また、品種が持つ芋の形状などの特性は、むかごよりも切り芋から育成した種苗のほうが継承しやすく、高温による影響を軽減できることから、種苗増殖を切り芋方式に転換することとし、現在、JAグループと

も連携ながら、増殖技術の実証と供給体制の整備を進めています。

○議長（工藤慎康） 県土整備部長
奥入瀬自然博物館の取組についてお答えいたします。

奥入瀬渓流区間の国道百二号におきまして、国が実施中の青樅山バイパス整備事業完成後の車両通行規制を見据え、期間を限定してこれを試行する社会実験を平成十五年度から実施しています。

その後、自然に優しい電気自動車を代替交通として走らせるなど試行を重ね、令和五年度からは、自然環境を守りながら、観光を中心とした地域の収益増や雇用の創出につながる仕組みの構築を目指すため、当該区間を自然博物館と見立てた新たなブランド戦略を立ち上げました。

先月二十七日から今月二日までの期間で開催した奥入瀬自然博物館においても、シャトルバスの利用者数は増加傾向にあるなど、これまでの取組について一定の成果が得られつつあり、今後は関係機関と連携しながら、具体的な事業計画や役割分担、採算性評価に基づく運営モデル等の作成を進めていきます。

○議長（工藤慎康） 国スポ・障スポ局長。

○国スポ・障スポ局長（出崎和夫） 国スポ・障スポの機運醸成に係る県の取組状況についてお答えいたします。

国スポ・障スポの機運醸成に向けては、これまで、公式SNSをはじめ、テレビ、新聞など、様々な手法を組み合わせた広報活動を展開してきたほか、今年五月から主要駅や空港での歓迎装飾や、九月に開催一年前イベントを実施するなど、来年の国スポ・障スポの情報がより多くの方の目に触れるよう取り組んでいます。

また、一般、知事から各市町村長に向け、機運醸成、おもてなし、住民参画の三つの観点による新たな取組を依頼しているところです。

今後とも、市町村と連携しながら、県民一人一人が国スポ・障スポの開催を実感できる取組を共に強化していきたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問四点についてお答えいたします。
まず、青森県立高等学校魅力づくり推進計画の策定に係る視点についてです。

十月八日に決定した青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針においては、生徒が新しい時代に求められる資質、能力を主体的に身にけられるよう、計画策定の視点として、次の四つを掲げています。一つ、多様性への対応と共通性の確保を推進すること、二つ、学校と保護者や地域、企業等、様々な主体が一体となって、子供たちの目線に立った高等学校の魅力づくりを推進すること、一つ、子供たちを真ん中に置きながら、地域等との対話を通じて、地域と共に高等学校づくりを推進すること、一つ、各県立高等学校において進められてきた特色化を推進すること。

今後は、これらの視点により、令和十年度から令和十四年度までを計画期間とする前期実施計画を策定することとしています。

次に、前期実施計画の策定に向けた今後の取組についてお答えします。

前期実施計画の策定に当たっては、地域関係者をはじめ、多くの県民の皆様の御意見を伺うことが重要であると考えています。

具体的には、県民の皆様に直接説明した上で御意見を伺う地区懇談会及び市町村長、PTA関係者等で単位制などの教育制度の充実、地区における学校の在り方や望ましい学校配置を協議する学校の在り方地区検討委員会での御意見を参考に、県教育委員会において、前期実施計画を作成し、公表します。

その後、パブリックコメントの実施や地区懇談会の開催等を通して情報を広く提供するとともに、多くの県民の皆様から御意見を伺いながら、令和八年十月頃の策定を目指していきます。

次に、県立特別支援学校の校名変更を検討することになった経緯につ

いてお答えします。

平成十九年四月に学校教育法が改正され、それまでの盲・聾・養護学校が特別支援学校になつたことを受け、全国的に校名に支援学校を用いた学校が増えています。

本県では、平成十九年と平成二十九年に、特別支援学校校長会やPTAに意見照会を行い検討した結果、校名になじみがあるなどの理由から校名変更を見送つてきました。一方で、国を挙げて共生社会を目指している中、養護学校という校名が社会の動きと乖離が生じてきていること、また、高等学校長協会や特別支援学校PTA連合会から校名変更の要望が出されていることを踏まえ、令和九年四月の校名変更に向けて、具体的な検討を行うこととしたものです。

次に、校名変更の進め方についてお答えします。

校名については、原則として支援学校を用いることとしていますが、各学校に設置されている学校運営協議会や障がい種に係る関係団体への意見聴取を行うとともに、公募の実施により、様々な御意見をいただきながら検討を進めてまいります。

○議長（工藤慎康） 田中議員。

○四十五番（田中順造） ただいま、副知事、関係部長、教育長から丁寧な御答弁をいただき、ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

まず、本県農業の振興についてであります。

本県農業の持続的な発展に向けた県の取組の方向について説明がありました。米について見ると、国による需給見通しを受け、昨年の夏頃には米不足の状況となり、スーパーの棚から米が消えた、いわゆる令和の米騒動となりました。その後、令和六年産米の出来秋を迎えても米価が高騰し続けたことを受け、国が備蓄米を放出する状況となつたところであります。

こうしたことから、国は米の増産にかじを切る方針を打ち出したもの

の、その後の高市総理大臣になつてからは需要に応じた生産へと変更となりました。

十月に改正された米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針においては、令和七年産の主食用米の生産量を七百四十八万トンと見込んだ一方、令和八年産米の生産量の目安を三十七万トン減の七百十一万トンと示したことから、各種報道においては一転して減産と報じられています。

そこで、国が示した米の生産方針について、知事の認識をお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 国は、今年四月に閣議決定されました食料・農業・農村基本計画において、米の生産量を二〇二三年の七百九十一万トンから、二〇三〇年には八百十八万トンに増産する方針を示しております。

また、令和八年産の主食用米生産量については、先般、需給見通しに基づいて七百十一万トンと設定され、令和七年産から三十七万トンの減少となつておりますが、これとは別に、備蓄米二十一万トンの買入れが予定されていることなどを考慮いたしますと、大きく減産に転じたものではないと認識いたしております。

県としましても、引き続き、需要に応じた生産を推進するとともに、これまで積み上げてきた経験を生かしながら、飼料用米や輸出用米を戦略的に取り入れ、稲作経営の所得向上につなげてまいります。

○議長（工藤慎康） 田中議員。

○四十五番（田中順造） 令和七年産米は収穫量が増えた一方、米の販売価格が高値基調のため、民間輸入の外国産米を入れる実需も多くなつております、新米の在庫がだぶついているような報道があります。今後、小売店における米の販売価格は値下がりすると見込まれていますが、価格の反映には一定の時間がかかると見られ、その間、消費者の負担感は大

きく、米離れも進みかねないという状況となっています。県においては、国に対し一貫性のある政策運営を求めていただくようお願いするとともに、県内の米生産者が将来に希望を持って作付できるよう、引き続き生産対策を講じていただきたいと思います。

次に、青の煌めきあおもり国スポーツについてであります。
先ほど県内における機運醸成に向けた取組について御答弁をいたしましたが、私としては、この半世紀に一度の祭典を県民みんなで盛り上げるために、市町村や民間事業者とも力を合わせながら、これまで以上に県が機運醸成に取り組んでいく必要があると思つております。

そこで質問でありますが、来年に迫った国スポーツ開催に向けて、県民が一体となつて取り組むためのさらなる機運醸成が必要と考えますが、知事のお考えをお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 県では、県民の皆様に国スポーツに関心を持つていたとき、例えば、国内トップレベルの選手による競技を観戦することや、ボランティアとして競技運営に携わることなどを通じて、開催期間中、一人でも多くの県民の皆様に国スポーツに参画いただき、本県で開催される半世紀に一度の祭典を県民の皆様と一緒に盛り上げていきたいと考えています。

このため、様々な媒体を活用した広報活動はもとより、市町村や民間事業者とも連携しながら、県庁一丸となつて機運醸成の取組を進めてまいります。

○議長（工藤慎康） 田中議員。

○四十五番（田中順造） ゼひとも県民一体となつて国スポーツを盛り上げられるよう、県のみならず、市町村や民間事業者とも連携しながら取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後の質問になりますが、青森県立高等学校魅力づくり推進計画についてであります。

先ほどの御答弁では、前期実施計画の策定に当たって、市町村長、PTA関係者等と望ましい学校配置などについて協議する学校の在り方

地区検討委員会での意見を参考にすることでした。先日、十和田市で上北地区の第一回地区検討委員会が開催されたと聞いております。

そこで、上北地区的学校の在り方地区検討委員会ではどのような意見があつたのかお伺いいたします。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 上北地区的学校の在り方地区検討委員会では、後継者育成のためにも、現在の職業教育を主とする専門学科は維持すべき、農業、DX推進、看護師、医師等の人材確保など、地域の課題解決に特化した学校が必要である、教育を受ける環境の整備という観点から、現在ある高校は維持すべき、学級減ではなく、一学級当たりの募集人員を減らすことに対応できるのではないかなどの意見がございました。

○議長（工藤慎康） 田中議員。

○四十五番（田中順造） 県教育委員会におかれましては、地域の思いを受け止め、対話を通じて実施計画の策定に取り組んでいただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（工藤慎康） 午さんのため、暫時休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩

午後一時再開

○副議長（齊藤 翁） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

○六番（夏堀嘉一郎） 新政未来、夏堀嘉一郎でございます。早速ではござりますけれども、通告に従いまして質問に入ります。

まず初めに、ふるさと納税寄附金の受入れ拡大に向けた取組について伺います。

本県のふるさと納税は、地域の魅力発信と財源確保を両立させる重要な手段でございますけれども、全国的な返礼品競争が激化する中、青森ならではの強みを生かした返礼品づくりと寄附者層の拡大が求められています。返礼品の開発に当たりましては、マニア・コア層に向けたとがつた戦略と、青森ならではの地域特性、そして観光やインバウンド、さらにはMICEと連動した取組を一貫的に進めていくことが重要であると考えております。

例えば、鉄道ファンや歴史愛好家に訴求する旧南部鉄道の枕木、鉄道部品や自衛隊ゆかりの地域特性を生かしたグッズ、また、デザイン性とコレクター需要を兼ね備えた東北新幹線デザインマンホール復刻版などは、新たな寄附者層の開拓に資するものであります。加えて、青森の豊富な温泉資源を生かした貸切り入浴バスポートや山と海が隣り合う特性を生かした階上岳サウナと海風の外気浴体験のような唯一無二の体験型返礼品は、写真映えやストーリー性に優れ、インバウンドへの訴求力も極めて高いものであります。さらに、冬季の厳しい雪と除雪作業といった地域のハンデを取り、除雪車や重機の乗車体験、さらには、建設DXを学べるプログラムとして返礼品化することは、子供たちに人気が高いだけでなく、地域産業への理解促進にもつながる取組であります。また、南部民謡や津軽三味線のライブコンサート鑑賞など、県内の文化を深く体験できるコンテンツを組み合わせることで、本県への観光客やMICE参加者に上質な体験価値を提供し、本県の魅力を多角的に発信し得るものと考えております。

また、全国では、オーナー制度やストーリー性を持たせた返礼品、SN映えを意識した企画など、多様な取組が展開されております。返礼品開発に当たっては、市町村との役割分担と地域特色を尊重しつつ、県としても先進事例の共有や企画段階からの伴走支援を行い、一体となつ

て取り組むことが必要であります。

以上のとおり、本県の特色を生かした返礼品づくりと効果的な情報発信により、寄附金受入れの拡大と安定的な財源確保を図るべきと考えますが、この点について次の二点を伺います。

一つ目は、令和六年度における本県のふるさと納税寄附金の受入れ実績について、県どのように捉えているのか伺います。

二つ目は、ふるさと納税寄附金の受入れ拡大に向けて、今年度、県はどうのように取り組んでいるのか伺います。

次に、MICEの誘致について伺います。

青森県の観光は、四季の魅力に恵まれている一方で、季節要因への依存が高く、特に冬の平日における閑散期の落ち込みが長年の課題となっています。

こうした中、企業会議や研修旅行、国際会議、展示会などで構成される、いわゆるMICEは、季節に左右されず、年間を通じて安定した交流需要を生み出す手段として全国的にも大きな注目を集めているところであります。MICE参加者は、一般観光客と比べて滞在日数が長く、飲食、交通、買物などでの支出も高く、一人当たりの経済効果が極めて大きいと言われております。加えて、訪日客のニーズが買物中心から体験・ビジネス交流へと変化する中、アジア各国ではMICEの誘致競争が年々激しさを増しており、本県も決して例外ではありません。

本県には、リンゴ、ニンニク、ホタテをはじめとする豊富な農林水産物、優れた地域企業、世界的評価を受ける文化資源、さらには再生可能エネルギーなど、多様な産業の強みがございます。しかし、その魅力を国内外へ体系的に発信する商談機会は必ずしも十分とは言えません。MICEは単なるイベントではなく、地域の産業や文化を総合的に紹介する見本市としての役割を果たし、観光振興と産業振興を同時に推進できる極めて戦略的な政策であると考えるものであります。

また、人口減少が進み、若者や専門人材の県外流出が続く中で、学会

や専門研修といったMICEを県内で開催することは、外部人材の流入を促し、产学研連携の強化、さらには研究・産業基盤の底上げにもつながる重要な機会であると考えます。

特に本県が世界的な強みを有する農業DXや六ヶ所原燃を中心とした原子力エネルギー分野、さらには新エネルギー分野において、関連する国際会議や専門研修の積極的な誘致を図ることで、さらなる経済効果や技術交流の深化が期待されるところであります。

以上を踏まえ、青森県におけるMICE誘致は、観光の通年化、産業振興、国際交流、インバウンド強化、人材流動性の向上など、複数の県政課題を同時に解決し得る重要な施策であると考えております。
つきましては、令和六年度のMICE誘致の実績とMICE誘致のさらなる拡大に向けた令和七年度の県の取組について伺います。

次に、広域リージョン連携について伺います。

政府は、このたび、都道府県の枠を超えた広域連携を新たな形で支援する制度を創設いたしました。従来のように、一つの県、一つの市町村という単位にとどまらず、県境を越えて強みをつなぎ、課題を共有し、広域でまとまった戦略を描いていく取組を国が戦略的に後押しするという仕組みであります。つまり、地域が主体となり、産業振興や観光資源など、広域で進めるプロジェクトに対して国が重点的に予算をつけて支援していく方針が明確に示されたものであります。

人口減少や高齢化が進む中、もはや一つの自治体だけでは大胆な施策を打ち出しことは容易ではありません。だからこそ、こうした広域的な枠組みは地方の新しい成長戦略として極めて重要であり、東京一極集中に歯止めをかけ、地方創生を実現する大きな力になるものと考えます。私は、およそ二年前、地域産業を活用した産業振興というテーマの下、岩手県と青森県の県境をまたぐ漆産業の振興について提案いたしました。その際、申し上げたとおり、伝統産業の継承と発展はもちろん、地域の雇用を支え、若者の定着を促し、観光やブランド戦略にも派生効果

をもたらす多面的な価値を持つものであります。今回、国が創設したこの新しい制度は、まさにそうした特色ある地域資源を生かした広域的な取組を後押しし、産業振興や地域経済の活性化を力強く支援するものであります。伝統産業の再興、そして、新たな産業や雇用の創出に向け、私は大きな期待を寄せております。本県としてもこの制度を積極的に活用し、広域連携による地域産業の再構築を進めていくことが重要であると考えます。

以上を踏まえまして、次の二点について伺います。

一点目は、広域リージョン連携の概要と東北地方での検討状況について伺います。

二点目は、県は、広域リージョン連携にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、県民の防災意識の向上について伺います。

先月十月二十九日から十一月十二日まであおもり防災チャレンジが開催され、期間中に実施されたあおもり防災チャレンジには多くの県民の皆様が御参加されたとお聞きしました。また、十一月五日には県内一斉のシェーケアウト訓練が実施され、県、市町村、地域、家庭が一体となって取り組む防災アクションプロジェクトとして大きな広がりを見せたことを大変心強く受け止めているところであります。

本県は、地震、津波、豪雨、豪雪、さらには火山噴火など、多様で複合的な自然災害リスクを抱えています。特に近年は気候変動の影響が顕在化し、想定を超える豪雨や突発的な土砂災害、河川の氾濫リスクが高まり、記録的な豪雨や線状降水帯の発生によって道路の寸断や停電、農地や住宅への被害が生じるなど、防災対策の一層の強化が急務となつております。加えて、人口減少や高齢化の進行により、災害時に迅速な避難が困難となる住民が増えています。地域コミュニティーと行政が連携し、自助・共助・公助を組み合わせた仕組みづくりを進めていく必要性は、これまで以上に高まっています。しかし、一方で、防災意識には

地域差があり、ハザードマップの理解や非常時の行動手順、連絡先や避難場所の把握が十分でない地域も見受けられます。

こうした状況の中、県としても市町村任せにせず、県民一人一人が自分事として取り組む防災を進めるため、広域的な支援として、あおもり防災チャレンジを立ち上げたものと理解しております。特にハザードマップの確認や、家庭、職場、地域の連絡体制づくりなど、市町村単独では限界のある周知事項について、県が主導して情報発信したことは大きな意義があつたと考えております。また、県自らが主体となり、住民、企業、学校など、多様な主体を巻き込むことで、自助・共助・公助の連携強化にもつながり、災害時に地域の誰一人として取り残さない体制づくりが進むものと期待しております。

県が広域的に防災知識と行動を浸透させる取組は、災害時の人的被害の軽減、そして地域レジリエンスの向上に直結し、災害に強い青森県づくりを大きく前進させるものと考えます。

以上を踏まえまして、次の二点について伺います。

一点目は、あおもり防災チャレンジの目的と今年度の取組内容について伺います。

二点目は、県民の防災意識の向上のたために、県は今後どのように取り組んでいくこととしているのか伺います。

次に、大規模な盛土に対する安全確保の取組について伺います。

令和三年七月、静岡県熱海市伊豆山地区で発生した土石流災害では、不適切な盛土が主因となり、二十八名の貴い命が奪われ、百三十棟を超える住宅が被害を受けました。この悲劇は、山林や原野で行われる大規模な盛土が事前の許可も監視もないまま放置されていたという全国的な制度の不備を改めて浮き彫りにしたものであります。従来の旧宅地造成法は、規制対象が市街地や宅地造成地に限定されていたことから、山林、農地で行われる大規模な盛土には十分に対応できず、その結果、残土の不法投棄や産業廃棄物の混入など、全国各地で不適切な盛土が野放

しとなり、危険が潜在し続けていたと指摘されております。

さらに、近年は想定を超える豪雨や線状降水帯の発生が相次ぎ、これまで問題がなかつた盛土であつても崩壊しやすい環境となつています。加えて、市町村単独では監視体制や技術、人員が不足しており、危険な盛土を十分に把握、是正できないという課題も浮き彫りになつております。

こうした背景から、令和五年五月には全国一律の監視・許可制度を備えた盛土規制法が全面施行され、山林や農地など幅広い盛土が規制対象となり、事前許可と厳格な監視が可能となつたところであります。

しかし、一方で、区域指定の遅れ、人材不足、残土処理の課題など、制度運用には依然として多くの課題が残つております。県としても制度の実効性を高めていく必要があると考えているところであります。

私は、今後、盛土リスクのある地域を住民に分かりやすく情報提供するとともに、専門職員の育成やドローン、ICTの活用など、県による技術・財政支援をさらに充実させねばならないと考えます。また、住民が危険な盛土に気づいた際に、誰でも容易に通報できる仕組みを整えることも違法な盛土の早期発見と抑止につながり、大規模災害の未然防止に資するものと確信しております。

冒頭でも述べたように、熱海災害を契機に、旧法の抜け穴、気候変動、監視不足、残土問題が顕在化し、全国一律の強力な対策が不可欠な状況となりました。

そこで、県の見解を伺うため、次の二点について質問いたします。

一点目は、県内でも大規模な盛土災害が懸念されていますけれども、これまでにどのような取組が行われてきたのか伺います。

二点目は、大規模な盛土災害から県民の安全を守るために、県は今後どのように取り組んでいくのか伺います。

次に、特定家畜伝染病の防疫体制について伺います。

本県の畜産業は、酪農、肉用牛、養豚、養鶏など、多様な分野で地域

経済を支える重要な基幹産業であります。しかし、近年、高病原性鳥インフルエンザや豚熱などの特定家畜伝染病が国内外で相次いでおり、県内で発生した場合には大量殺処分、移動制限、出荷停止など、地域経済に極めて深刻な影響が生じることが強く懸念されております。とりわけ、青森県は、渡り鳥の主要な飛来ルートに位置し、冬季の低温環境も重なることから、他県より高いリスクを抱えているのが現状であります。まさに今、鳥インフルエンザが発生しやすい季節となりましたが、本県としては一層の警戒と万全の備えが求められているところであります。

鳥インフルエンザは、近年、その広域化、通年化が進み、渡り鳥の行動変化や国際物流の変化などにより、感染経路が多様化しております。従来の対策だけでは十分とは言えず、より強靭な防疫体制の構築が求められています。特に養鶏業が地域産業を支える南部地方三八地域では、発生時には生産者だけでなく、加工、物流、学校給食など、地域の生活に直結する分野へ深刻な影響が及ぶおそれがあります。小規模農家が多く、人手不足の中でも衛生管理が負担となつてているほか、殺処分や埋却作業に必要な人員確保も、職員数が限られる同地域では大きな課題であります。

また、豚熱につきましても、野生イノシシでの感染拡大が続き、飼養豚への感染リスクが常に存在しております。防護柵や消毒など、基本対策は不可欠ですが、中小規模農家では負担が大きく、対策の徹底に差が生じております。加えて、野生イノシシの捕獲やモニタリング体制に必要な人材や財源の確保は、地域にとって喫緊の課題となつております。

こうした中、県では、全国に先駆けて特定家畜伝染病防疫情報管理系统を導入し、防疫対策に関する情報を総合的に一元管理する体制を整備されたところであります。これにより、防疫措置の迅速化や職員の負担軽減が期待され、県民生活への影響の最小化につながるものと評価しております。今後は現場の実情に寄り添った運用と迅速な改善を図る

ことが重要であります。

以上、本県の畜産と地域の暮らしを守り抜くため、次の二点について質問いたします。

一点目は、高病原性鳥インフルエンザの発生防止に向けた県の取組について伺います。

二点目は、高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備えた県の取組について伺います。

次に、公立学校における働き方改革の推進について伺います。

私が学生であった頃の部活動では、ウサギ跳びや水を飲ませない指導、さらには教職員が自家用車で休日の試合や練習場所まで生徒を送迎することなど、ごく当たり前に行われておりました。連帯責任や丸刈りの罰則、竹刀を手にした先生の姿も珍しくなく、今振り返れば明らかに過度であり、現在の教育現場では到底受け入れられないような慣行も多々存在していたと考えております。

今般、本年八月に県が教職員を対象に実施したアンケートでは、業務改善を実感したと回答した割合が約六六%に達しました。若い世代を除けば、多くの教職員が先ほど申し上げたような時代の教育を受けてこられたことを考えますと、このような改善の実感を示す回答は、むしろ出にくいのではないかと思つておりました。しかし、結果として、昨年度よりも一一・五ポイント増加しており、現場での取組が着実に前進していることを示すものと受け止めております。

一方で、依然として負担軽減を求める声も数多く寄せられており、さらなる改革の推進が必要であると強く感じているところであります。地方紙に掲載されていたテキストマイニングの分析では、電話対応の負担軽減、行事の精査、部活動の効率化といった改善が多く挙げられております。留守番電話の導入により、放課後の保護者対応が減つて早く帰宅できるようになつた、行事の整理や朝礼回数の見直しを進めたなど、現場での創意工夫が広がっていることは大変心強い動きであります。

しかし、一方で、教員不足対策、部活動の地域移行、不登校児童生徒への対応など、依然として道半ばの課題も残されております。特に教員不足は長時間勤務の要因となるだけではなく、児童生徒への十分な指導時間の確保にも影響するため、早急な対応が求められます。また、給食の完食指導や成績順の掲示、髪型まで細かく規定する、いわゆるブラック校則の問題もあります。昔は当たり前だったからという理由だけで続けることは許されず、教育の在り方そのものが問われております。同時に、こうした慣習に向き合わざるを得ない教職員の負担についても改めて見直しが必要であります。

子供たちが安心して学び、教職員が誇りと健康を持つて働き続けられる環境づくりは、本県の未来を支える極めて重要な基盤であります。時代の変化に合わせ、教育現場の働き方を抜本的に見直すことは、もはや待つたなしの課題であります。

そこで、本県の教育現場における働き方改革を一層推し進めていくために、次の二点について伺います。

一点目は、公立学校における働き方改革に係る現状及び課題について伺います。

二点目は、公立学校における働き方改革の加速化に向け、県教育委員会ではどのように取り組むのか伺います。

最後に、ながら運転抑止対策及び自転車への交通反則通告制度の導入について伺います。

文明の利器として登場した携帯電話を私が大学生の頃に初めて手にしたとき、その便利さに心から驚いたことを今でも鮮明に覚えております。しかし、その便利さが後に交通事故の原因の一つとなることなど、当時は想像すらしておりませんでした。

ところが、近年、県庁へ向かう朝の通勤時間帯には、運転手がスマートフォンを操作しながら走行する、いわゆるながら運転の現場を頻繁に目にいたします。青信号でも発進しない車、蛇行運転や不自然に遅い速

度で走行する車など、極めて危険性の高い行為が散見され、強い危機感を抱いているところであります。

また、通学中の児童の列に車が突っ込む痛ましい事故が全国で報道されておりますが、個人的には、その背景にながら運転が潜んでいるケースも多いのではないかと感じております。通勤途中にそのような行為を目にするたびに、強い憤りと不安を覚えるところであります。スマートフォンをはじめとする携帯電話の普及により、運転中には本来存在しなかつた車内での余計な作業が生じ、これが重大事故へと直結する大きな要因となつております。

警察庁の統計によれば、今年上半期のながら運転による死亡・重傷事故は、統計を取り始めて以降、過去最多であったと報告されております。また、自転車によるながら運転も極めて重大な危険を伴うものであります。来年四月一日からは改正道路交通法による自転車への交通反則通告制度が施行され、反則切符、いわゆる青切符の対象となる違反行為が明確化されることとなつております。しかしながら、この制度について県民の多くが十分に認識していないかと懸念しているところであります。制度の内容や対象となる違反行為について、県として積極的な周知を図つていただきたいと考えております。

交通事故の未然防止を強化し、子供たちをはじめ、県民誰もが安心して暮らせる社会の実現に向け、以下四点について質問いたします。

一点目は、携帯電話に関する違反の厳罰化以降の直近五年間におけるスマートフォンや携帯電話を使用したながら運転の取締り状況について伺います。

二点目は、自動車運転者によるながら運転の抑止対策について伺います。

三点目は、令和八年四月一日から導入される自転車に対する交通反則通告制度について、その対象となる反則行為について伺います。

四点目は、自転車への交通反則通告制度の導入について、県民への周

知に向けた取組内容について伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○副議長（齊藤 爾） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 夏堀嘉一郎議員にお答えいたします。

まず、令和六年度におけるふるさと納税寄附金の受入れ実績をどう捉えているかについてであります。

令和六年度における本県のふるさと納税寄附金の受入れ実績は、件数が三千三百四十一件、金額が約五千六百八十万円となりました。

本年七月に国が公表した調査結果によりますと、本県の都道府県順位は、件数が二十四位、金額が三十八位となつております、都道府県平均の約四億二千万円を大きく下回っておりますが、豊かな観光資源や質の高い多様な県産品など、本県の持つ強みを最大限に活用することで、受入額をさらに増やしていくと考えております。

次に、ふるさと納税寄附金の受入れ拡大に向けた今年度の取組についてお答えいたします。

ふるさと納税寄附金の受入れ拡大は、県内事業者の所得向上と地域活性化につながる重要な取組であり、県では五年後の目標を令和六年度実績五千六百八十万円の約九倍、五億円といたしております。

この目標の達成に向け、市町村や県内事業者との連携により、魅力ある農林水産品の詰め合わせや旅行クーポンなど、返礼品の品数と質の充実を図つたほか、その魅力を全国に伝えるため、返礼品を取り扱うウェブサイトの数を大幅に増やすなど、ふるさと納税寄附金の受入れ拡大に取り組んでまいります。

続いて、県は広域リージョン連携にどのように取り組んでいくのかについてであります。

東北地方では、全国的に見ても早いペースで人口減少が進んでおります。このため、地域の特性を生かし、経済団体や共通の課題を有する他県と連携して仕事づくりを進め、投資を促進し、地域経済の成長やイノ

ベーションを創出していくことは重要であると考えております。

まさに本日、東北六県と新潟県などで構成いたしますわきたつ東北戦略会議を母体として、広域リージョン連携宣言が行われる予定であります。

今後、具体的プロジェクトを含む連携ビジョンが策定されることから、本県にとつても実りある取組となるよう、しっかりと議論を進めてまいります。

続いて、高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備えた県の取組についてお答えいたします。

県では、高病原性鳥インフルエンザ等が発生した際の備えとして、農場ごとに定めている防疫計画や県職員等の動員方針を見直したほか、各地域で防疫演習を実施してまいりました。

加えて、令和五年十一月には、防疫作業に係る職員の負担軽減に向け、これまで職員が対応していた防疫資材の管理、積込みや消毒ボイントにおける作業を民間事業者に外部委託しております。

さらに、今年度は、情報管理の省力化や情報伝達時のヒューマンエラーを防止するため、防疫作業の進捗や資機材の状況などの情報を一元管理し、リアルタイムでの情報共有を可能とする特定家畜伝染病防掲情報管理システムを全国に先駆けて開発したほか、本システムを用いた実働演習の実施により、発生に備えた防疫体制を整えているところでござります。

○副議長（齊藤 爾） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 大規模な盛土災害から県民の安全を守るための今後の取組についてお答えいたします。

盛土に関しましては、議員からも御指摘がありました令和三年に静岡県熱海市で発生したような盛土による土石流災害を青森県で発生させないことが重要であると考えています。

このため、県では、中核市である青森市及び八戸市と共に、宅地造成

及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法に基づき、来年四月一日付で県内全域を規制区域に指定することとしており、これにより、一定規模以上の盛土や切土の造成については、許可が必要となります。
また、無許可で行われる危険な盛土等を防止するため、県民の皆様からの情報提供用ツールの構築、県、市町村などが実施しているパトロールとの連携など、監視体制の強化にも取り組んでまいります。

○副議長（齊藤 爾） 総合政策部長。

○総合政策部長（後村文子） 広域リージョン連携の概要と東北地方での検討状況についてお答えいたします。

広域リージョン連携は、国の地方創生二・〇基本構想における政策の柱の一つに位置づけられているもので、地方公共団体と経済団体、企業、大学等の多様な主体が都道府県域を越えて連携し、地域経済の成長につながる施策などを面的に展開する新たな枠組みです。

具体的には、広域リージョンに参画する各主体が共同で連携宣言を行ない、連携ビジョンを策定した後、地域の成長につながるプロジェクトに連携して取り組み、これに対し、国が省庁横断的に必要な支援を行うとされています。

東北地方においては、今月六日にむつ市で開催された東北六県及び新潟県と経済団体、大学等で構成されるわきたつ東北戦略会議において、同会議を母体として宣言を行うことを確認し、各構成団体による調整が進められてきたところです。

○副議長（齊藤 爾） 観光交流推進部長。

○観光交流推進部長（齋藤直樹） MICEの誘致実績と誘致拡大に向けた県の取組についてお答えいたします。

県が誘致に取り組む県外からの延べ宿泊者数が百人泊以上となるMICEの令和六年度の実績は十六件で、延べ宿泊者数の総計は六千四百三十人泊となりました。

県としては、今年度もMICEの誘致に向け、開催経費の助成を継続

するとともに、県外の企業や大学等を訪問し、「ねぶたの家 ワ・ラソン

セ」やりんご公園といった本県での開催を特徴づける会場や観光施設を提案するなど、関係団体と連携し、セールス活動を展開することとしています。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 高病原性鳥インフルエンザの発生防止に向けた県の取組についてお答えいたします。

県では、高病原性鳥インフルエンザの発生防止に向け、これまでの本県における発生状況を踏まえ、本年十一月から来年四月までを重点対策期間に設定した上で、十月上旬までに鶏を百羽以上飼養する全ての農場を巡回し、病原体の侵入防止対策など飼養衛生管理基準の遵守を指導しましたところです。

加えて、各地域の家畜保健衛生所が十月末までに開催した研修会において、今年度、国が改正した飼養衛生管理基準のポイントや過去の発生事例を踏まえた野生動物の侵入防止措置などを周知し、対策を強化しています。

また、県内の養鶏業界全体における防疫体制をレベルアップするため、十月二十七日に生産者団体や関係機関を対象とした防疫対策会議を開催し、鶏舎の入気口へのフィルターの設置や消毒薬の散布等、令和六年シーズンの疫学調査に基づき提言された対策などを共有したところです。

○副議長（齊藤 爾） 県土整備部長。

○県土整備部長（新屋孝文） 大規模な盛土災害の防止に関するこれまでの取組につきましてお答えいたします。

県では、平成十六年新潟県中越地震をきっかけに、造成宅地を対象とした市町村による大規模盛土造成地調査や、令和三年の静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、人家に影響を及ぼし得る大規模盛土を対象とした県及び市町村による盛土総点検を実施し、それぞれ適切に対策を

講じてきています。

現在は、令和五年に施行された、いわゆる盛土規制法に基づき、県内全域を対象とした県と中核市による既存盛土等調査を実施しているところでございます。

○副議長（齊藤 爾） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 防災意識の向上に係る御質問一点のうち、初めに、防災チャレンジの目的等についてお答えいたします。

県では、昨年度、県民一人一人の防災意識の向上を図るため、家庭や職場も含め、県全体で防災に取り組む期間として防災ウィークを設定し、市町村と連携して様々な取組を実施しました。このうち、県民自らが専用のウェブサイトに取組を登録、公表するあおもり防災チャレンジには、多くの皆さんに参加いただきました。

今年度の防災ウィークでは、十月二十九日から十一月十二日までの期間中、昨年度に引き続き、県内一斉シェークアウト訓練、全市町村における地域の実情に応じた訓練、あおもり防災チャレンジ等を実施し、昨年度を上回る参加をいたしました。

次に、防災意識の向上に向けた取組についてお答えいたします。

県では、これまで、あおもりおまもり手帳の配布や、県広報誌及びラジオによる広報など、様々な媒体で普及啓発活動を行つてきたほか、防災教育センターにおける体験型の防災教育や防災啓発研修等の各種研修の開催等を通じて県民の防災意識の向上を図つてきており、先ほど申し上げましたとおり、昨年度からはあおもり防災チャレンジを実施しているところです。

今年度は、これらの取組に加え、県民の防災意識を高め、自助・共助の力を向上させるため、防災条例の制定や県消防学校の改築に合わせた防災教育センターの機能強化を進めており、引き続き、県民の防災意識の向上に取り組んでいきます。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子）　御質問二点にお答えいたします。

まず、公立学校における働き方改革に係る現状及び課題についてです。

県教育委員会では、令和五年度から令和七年度までを計画期間とする学校における働き方改革プランを策定し、様々な取組を進めてています。青森県教育改革有識者会議が今年八月に実施したアンケート結果では、令和五年度から業務改善の動きがあると回答した割合は約六六%と、前年度よりも約一二ポイントの増加が見られるなど、これまでの取組の効果が学校現場の実感として現れているのではないかと考えております。

一方で、県教育委員会が教職員を対象に行つたアンケート結果では、負担感や多忙感を解消してほしいと思う業務として、部活動に係る指導、引率、調査への回答や報告書等の書類作成、校内での分掌業務、保護者対応が多く挙げられています。

次に、公立学校における働き方改革の加速化に向けた取組についてお答えします。

県教育委員会では、働きやすい環境づくりの推進に向けて、県立学校における校務DXの一層の推進、市町村立学校の働き方改革の推進等に取り組んでいます。

また、学校の主体的な業務改善の推進に向け、外部コンサルタントや教育委員会職員が学校を訪問し、当該校の課題等を教職員で話し合うワークショップの実施等による伴走型支援に取り組んでいます。

このほか、小・中学校を含めた県内公立学校の好事例の紹介、さらに教育委員会とPTAが連携して教員の働き方改革や学校の取組を応援する学校における働き方改革推進共同宣言の発出などに取り組んできたところであり、引き続き、市町村教育委員会や各学校と密に連携し、働き方改革プランに掲げた内容に着実に取り組んでいきます。

○警察本部長（安田貴司）　ながら運転抑止対策及び自転車への交通違反通告制度の導入に関する御質問のうち、直近五年間におけるながら運転の取締り状況についてお答えいたします。

直近五年間における携帯電話を使用したながら運転の取締り件数は、令和二年が二千三百七十三件、令和三年が千九百七十九件、令和四年が千八百五十八件、令和五年が二千八十七件、令和六年が千八百十一件となっております。

次に、自動車運転者によるながら運転の抑止対策についてお答えいたします。

自動車運転者のながら運転を抑止するため、県警察では、携帯電話の違反の指導取締り、ながら運転の危険性を訴える動画等を制作し、エッグクスなどをはじめとするSNSでの広報啓発、交通関係ボランティア等と連携したチラシ配布等による広報啓発、ながら運転の危険性を理解させる交通安全教育などの取組を推進しております。

次に、自転車に対する交通反則通告制度の対象となる反則行為についてお答えいたします。

交通反則通告制度の対象となる自転車の反則行為につきましては、重大な交通事故につながるおそれが高い携帯電話のながら運転、ブレーキを備えていない自転車の運転、遮断機が作動中の踏切への立入りの三類型につきましては、指導警告することなく検挙することとなります。それ以外の信号無視、指定場所一時不停止、歩道通行などの反則行為につきましては、警察庁から示された自転車の指導取締りの基本的な考え方では、まずは指導警告を行うことになりますが、交通違反により実際に交通の危険を生じさせた場合、指導警告に従わずに違反を継続した場合、一人乗りをしながら信号無視をした場合などのように二つ以上の交通違反を同時に行つた場合は検挙することとなります。

次に、自転車への交通反則通告制度の導入に関する県民への周知に向けた取組についてお答えいたします。

○副議長（齊藤 翁）　警察本部長。

県民への周知に向けた取組につきましては、青森県警察ホームページにおける情報発信、自転車の交通反則通告制度の導入や交通ルールについて周知する動画を制作し、青森県警察公式ユーチューブ等のSNSによる情報発信、県内の運転免許センターや運転免許試験場、各警察署において、免許更新等に訪れた方にチラシを配布、県内の自治体にチラシを送付し、住民への周知を依頼、教育機関と連携し、警察庁作成の自転車ルールブック等を県内の小学校、中学校、高校、大学等、合わせて四百八十七校に交付し、生徒や保護者等への周知を依頼するなど、交通反則通告制度と自転車の交通ルールについての周知に取り組んでおります。

また、今後、ポスターや動画を制作するなどし、引き続き周知に努めてまいります。

○副議長（齊藤 爾） 夏堀議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 私からは再質問が二点ございます。その後、要望も何点かさせていただきたいと思います。

まずは県民の防災意識向上についての質問となります。

県民一人一人が自らの行動を見直して防災を日常に取り込む契機として、この宣言への登録を呼びかけてきたものと理解しておりますけれども、実際にどれだけの県民の皆様が登録されたのか、防災ウイーク中に開催された今年度のチャレンジ宣言での登録者数の実績値を伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 危機管理局長。

○危機管理局長（築田 潮） 今年度のチャレンジ宣言への登録者数は、昨年度と比較して千百五十五人の増となる一万千七百四十八人となりました。

○副議長（齊藤 爾） 夏堀議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 今回の取組によつて防災を自分事として捉える県民の輪が広がつたと感じております。今後も県民が参加しやすい環

境づくりや地域の実情に応じた分かりやすい情報発信を一層進めていただいて、誰一人取り残さない災害に強い青森県づくりを力強く推し進めさせていただきたいと思います。

次に、公立学校における働き方改革について質問いたします。

私にも数件声が寄せられておるんですけども、教職員からは保護者対応やトラブル対応に時間を取られまして、本来の教育業務に支障が出ているという声が依然多く聞かれております。こうした負担の軽減に向けて、スクールロイヤーの活用は重要な手段と考えておりますけれども、そのスクールロイヤーの活用状況について伺いたいと思います。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。

○教育長（風張知子） スクールロイヤーは、学校が抱える諸課題に対して、法律上、適切な対応について、学校や市町村教育委員会へ指導、助言等を行つており、県内六地区において弁護士をスクールロイヤーとして配置しています。

具体的には、学校等からの要請に応じてスクールロイヤーが学校や弁護士事務所で相談に応じる随時相談に加え、スクールロイヤーが講師となり、教職員を対象とした法的な視点からの外部対応等に係る研修や児童生徒を対象としたいじめ防止教室を実施しています。

なお、学校等からの相談件数は、令和五年度が五十三件、令和六年度が三十三件、今年度は十月末現在で十二件となっています。

○副議長（齊藤 爾） 夏堀議員。

○六番（夏堀嘉一郎） 御答弁いただきましたけれども、その教職員の働き方改革を進める上で、保護者対応などの負担軽減は大きな鍵になると思っております。スクールロイヤーは現場の支えとして非常に有効な仕組みだと思っておりますので、県教育委員会におかれましては、活用の拡大と周知の強化をさらに進めて、教職員が安心して教育に専念できる環境づくりをより一層推し進めていただきたいと思います。

次に、広域リージョン連携について要望いたします。

本県には農林水産物や伝統産業、文化、自然など、県境を越えて組み合わせることで大きな価値を生み出す資源が数多く存在していると私は思っています。国が制度として後押しを始めた今こそ、青森県が具体的に一步踏み出し、産業振興や観光、人材育成など、多面的な連携を力強く進めていくことを要望いたします。

続きまして、盛土の安全確保についての要望をいたします。

本県において盛土問題は、不法投棄と同様に、地域の安全、環境、生活品質に直結する極めて重要な課題であると考えております。不適切な盛土やごみの投棄は、一度発生すれば甚大な被害と多額の公費負担を招き、地域のイメージ低下にもつながります。ですので、県におかれましては、御答弁の中にもあったような技術的、組織的な対策を積極的に推進いたしまして、不適切な盛土の未然防止と迅速な是正に取り組んでいただくよう要望いたします。

以上、質問を終わります。

○副議長（齊藤 爾） 五分間休憩いたします。

午後一時五十二分休憩

午後二時一分再開

○副議長（齊藤 爾） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

七番大澤祥宏議員の登壇を許可いたします。——大澤議員。

○七番（大澤祥宏） オール青森の大澤祥宏です。それでは、通告に従い質問に入らせていただきます。

最初の質問は、最低賃金の引上げをはじめとした経営コスト上昇の影響を受ける県内中小企業への対応についてお伺いいたします。

毎年、青森地方最低賃金審議会において、労働者の生活を守るために、最低賃金法第九条第二項に基づき、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払い能力の三要素を考慮し、最低賃金の設定や改定に

関する審議が行われ、青森県における地域別最低賃金、特定（産業別）最低賃金が決定されております。こうした審議の下、二〇一五年の青森県における地域別最低賃金は、今月二十一日より時間額一千一十九円で発効され、青森県内で働く全ての労働者が適用されることとなり、県内における最低賃金は初めて千円台に到達いたしました。

生活必需品、エネルギー、食料品など、日常生活を直撃する物価高が続いている中での前年度からプラス七十六円の引上げは、働く労働者にとって生活安定や消費の活発化、働く意欲の向上など、喜ばしい影響をもたらすこととなります。しかし、いまだに消費者物価が急速に上昇していることを踏まえると、まだまだ低い水準であると認識いたすところであります。

このことについては、知事も九月三十日の定例記者会見において、物価の水準が上がっており、労働者側に立つてみると、なお低い水準と言わざるを得ないと同様な見解を示されておりました。

その一方で、経営者にとっては、従業員の最低賃金が上がることにより、企業が負担する人件費は増大し、特に非正規労働者が多い飲食業、小売業など、企業の販管費に占める人件費の割合が高い中小企業への影響は非常に大きくなると想定されます。また、最低賃金のみならず、年が明ければ春季生活闘争が行われることを踏まえると、賃上げ原資を確保し、人材を確保するためにも、取引の適正化、価格転嫁の実効性確保が欠かせないものであると認識するところです。そのためにも稼ぐ力を身につけ、生産力を高めることができ、そのことが地元で働く魅力を高め、選ばれる企業に成長することにもつながるものだと考えます。

今、中小企業を取り巻く現状は、原材料の高騰、エネルギー価格の上昇等もあり、大変厳しい経営状況下にあることから、経営コスト上昇の影響を受けている県内中小企業へのさらなる支援が必要であると強く思うところです。

そこで、まずは賃上げに持続的に対応するため、県内中小企業の声に耳を傾けながら取組を検討すべきと考えるが、県の認識をお伺いいたします。

また、経営コスト上昇の影響を受けている県内中小企業に対する県の取組についてお伺いいたします。

次に、データセンターの誘致についてお伺いいたします。

近年のAIの普及やデジタルトランスフォーメーションを受け、データセンターの需要は飛躍的に高まっている状況にあります。その一方で、国内においてはデータセンターの設置が東京、大阪に集中し、主要都市でのデータセンター用地の枯渇が懸念される中で、全国各地におけるデータ利用の効率化、電力利用の逼迫回避、災害時におけるレジリエンス強化等の観点から、データセンターの地域分散が課題となっています。

そのような中、経済産業省は、「GX戦略地域」制度を具体化するに当たり、八月二十六日より「GX戦略地域」に関する自治体及び事業者等から、一として、コンビナート等再生型、二として、データセンター集積型、三として、脱炭素電源活用型の提案募集を行い、県では、「青森GX特別区域」の創設を基本方針としながら、国に対し、脱炭素電力を地元に優先的に供給する制度の創設、データセンターの地方進出、移転の促進などを十月二十三日に提案したところです。また、知事は、その記者会見の中において、「GX戦略地域」制度を活用し、GX青森を大いに推進していくことを述べられていましたところです。

特に、データセンターの誘致については、地域経済の活性化や地域ITインフラが強化されるなど、ほかの企業の誘致やビジネス環境の向上につながると言われております。そのため、人口減少と若者の他県への流出に歯止めが利かない課題を抱える本県にとって絶好的の機会であると認識するところです。

データセンターの誘致には、広大な土地、高密度なIT機器から発生

する熱に対応するための高効率な空調・冷却システム、電力が必要となります。予定されているむつ小川原開発地区には、広大な土地、冷却システムに必要な水資源がありますが、その一方で不足が懸念されるのは電力の供給量であります。

私たちが日常的に使うグーグル検索での電力の消費は〇・三ワットに対し、チャットGPTは約十倍の三ワットであると言われており、例えば、日本人一億人が一回ググれば三万キロワット、チャットGPTでは三十万キロワットと相当な電力消費となり、県内にあります原子力発電所の最大発電容量は百十万キロワットですから、比べてみますでも、その消費量が理解できます。

このように、データセンターは二十四時間三百六十五日変動せずに電気を消費することとなり、そのため、相当な電力供給が必要となり、送電網の整備を含め、電力供給量確保が大きな課題であると認識するところであります。そのため、電力供給量確保に向けては、下北エリアに点在する原子力発電所の一日でも早い再稼働と早期建設も必要であると考えるところです。

そこで、まずは「GX戦略地域」制度に関する県の取組内容についてお伺いいたします。

また、データセンターの誘致について、県の考え方をお伺いいたします。

次に、データ活用の推進による行政サービスの向上についてお伺いいたします。

県では、本年三月に、本県におけるデータ連携基盤の共同利用に関する基本的な考え方などを取りまとめ、青森県におけるデータ連携基盤共同利用に関するビジョンを策定し、防災や道路・除雪、こども・子育てなどの分野を中心に、データ連携基盤と連携する住民サービスの必要性や有用性、費用対効果等を踏まえ、県と市町村の協働により導入検討を進めてきたところであります。

人口減少が進行している本県においては、各市町村との協働により各市町村が持つデータを共有し、データ活用を推進することで重複したサービスや施策を避け、限られた資源を効率的に運用することも可能となります。特に今冬の豪雪被害において課題が残りました除排雪問題においても、各市町村とのデータ連携、利活用することにより新たな価値を生み、課題解消につながるものであると認識いたします。

このことについては、十月十五日に知事が県内市町村長に対するプレゼンテーションを実施し、ゆきみちDXを大いに進めていきたいとして、デジタル技術を活用した除排雪の必要性や新しいサービスの開始に向けて、各市町村で使う除排雪のGPS搭載と県のシステムへの連携を呼びかけられておりました。本県にとって長年の課題でありました除排雪問題についてスピード感を持つての力強い御発言であり、各市町村との早期の連携及び実現を期待するところであります。

また、人口が減少している本県にとって、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるためには、AI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことも必要であります。その一方で、DXを推進するに当たっては、除排雪問題を含め、各市町村が抱える課題や地域住民とその意義を共有しながら進めていくことも重要であると感じるところです。

そこで、データ活用による行政サービスの向上に向けて、県は市町村とどのように取り組んできたのかお伺いいたします。

次に、路線バスのモビリティデータ整備についてお伺いいたします。

全国的に路線バスの運転士は、慢性的な人手不足に加えて、労働規制の強化により便が維持できなくなってきたおり、このことは県内においても同様の状況があり、減便や路線廃止などが実施されている状況にあ

ります。また、バス路線の減便等は地域住民の日常的な移動の確保に影響を与え、運転免許を持たない人や免許を返納した高齢者にとっては、買い物や通院などの日常の移動が困難になつて、交通弱者の問題も深刻化している状況にあります。

そのような中、運行時刻や経路、運賃情報などのモビリティデータは、路線バス利用者へのサービス向上、新たな観光需要への対応などとことで全国でも進められています。一方、本県では一部市町村等で導入が見られるものの、広域的な整備はなされていないため、乗り継ぎ等のダイヤの検索については不便な状況となつております。

これまで議会の答弁等でもあるように、県では、令和七年度当初予算において、利便性の高い公共交通サービスの実現に向けて、モビリティデータ未整備となつて定時定路線型バス路線のデータ整備を県が一括して行うことであり、評価いたすところであります。また、県の整備後も事業者や市町村が継続的に更新、データ活用できるよう勉強会等を実施していくという流れで進めていくものだと承知しているところです。

そこで、データ整備に向けた県の取組状況についてお伺いいたします。

次に、青の煌めきあおもり国スポ・障スポの開催についてお伺いいたします。

また、データ整備後の取組予定についてお伺いいたします。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポの開催一周年となり、県内各地ではリハーサル大会が開催されるなど、いよいよ国内最大のスポーツの祭典が四十九年ぶりに青森で開催される日が近づいてきたことを実感しております。また、全ての選手団が日頃の練習の成果を十二分に發揮します。

昭和五十二年に第三十二回あすなろ国体が開催され、本県選手団の活躍や県民一人一人が大会運営を支えたという誇りや自信は、その後の青

森県の発展を築く原動力となり、県勢発展に大きく寄与したものであると認識いたすところです。

今回につきましても、一過性のスポーツイベントとして終わらせるのではなく、将来にわたる持続的な競技力の向上、全ての県民がスポーツに親しむことによる体力向上や健康増進、スポーツを通じた地域づくり、人づくり、郷土愛や地域への誇りの醸成、全国への青森の発信、障がい者の方々への理解を深め、共に支え合う社会の実現といった大きな意義、目標があるものと考えております。そのため、県全体での機運醸成を高め、県民が一体となって取り組むことで夢や希望や感動を生み、郷土愛や誇り、将来を担う子供たちのふるさとへの意識の醸成を図ることで、人のつながりの大切さを育んでいく、記憶に残る大会になるよう開催県として全国からの受入れ体制をしっかりと整えていかなければならぬと強く思うところです。特に、大会期間中に本県に来られる選手、関係者をはじめとした多くの方々を歓迎し、おもてなしをするという観点からも、ボランティアの皆さんとの御協力とその御活躍は大切となります。

そこで、国スポ・障スポの開催が来年に迫っている中、大会の運営を支えるボランティアの確保状況と今後の取組についてお伺いいたします。

次に、宿泊確保と選手団の輸送についてであります。

現在、インバウンド需要による宿泊施設不足、また、開催時期が紅葉シーズンと重なることもあり、各選手団の宿泊場所の確保について心配するところです。特に輸送バスの確保については、県内のバス事業者はどこも人手不足であり、最低限の人員でやりくりし、維持している状況を踏まえると、運転士の確保ができるものなのか危惧するところです。

そこで、大会参加者の宿泊や輸送について、相当数の客室やバス車両が見込まれると考えるが、県の確保対策についてお伺いいたします。

地域公共交通の維持は、地域住民の移動確保、高齢者の社会参加促進、地域経済の活性化といった多岐にわたる社会問題解決の基盤となります。しかしながら、本県においては、人口減少や高齢化に加え、公共交通事業者の経営悪化に伴う運転士の確保が深刻な問題となつております。特にバス運転士の高齢化は著しく、新たな担い手の育成、確保は、路線維持のための喫緊の課題であります。特に地域公共交通における運転士の確保は、交通サービスの持続可能性を維持するために重要な課題でもあります。

しかし、現状は、路線バス事業者はどこも人手不足であり、最低限の人員でやりくりし、何とか現状の便を維持しておりますが、バス事業をはじめとする運輸業界の課題は、慢性化する長時間労働と低い賃金体系、それを敬遠する労働者による人手不足という負の連鎖につながっていると強く感じるところです。また、運転士の高齢化に加え、長時間労働や休日の少なさを含む労働条件等により、運転士職の社会的なイメージが低下し、職業選択の候補に挙がりにくくとされており、この課題を解消するには、賃金の適正化と長時間労働の是正による魅力ある職場環境の整備、さらには、免許取得の補助事業等の支援により、人手不足となつている地域交通の運転士確保が図られるものだと考えるところです。

そこで、運転士の確保に向けた県の取組状況と今後の取組についてお伺いいたします。

次に、ナラ枯れ被害対策についてお伺いいたします。

近年、ナラ枯れによる被害が全国的に深刻化しております。本県においても、平成二十二年に初めて深浦町にて確認されて以来、その被害は年々拡大し、今年に入り、三八地方で初めての被害が確認されるなど、ナラ枯れ被害は深刻な問題となつております。

ナラ枯れは、ミズナラやコナラの広葉樹にカシノナガキクイムシという虫がナラ菌を持ち込むことで発生し、林野庁の調査によると四十五都道府県で被害が確認されており、その深刻さは、もはや地域や県レベル

を超えた全国的な問題として認識しております。

ナラ枯れの被害拡大には幾つかの要因が考えられており、かつてまきや炭焼きの燃料として利用されていた雑木林が放置されるようになつたことでコナラやミズナラが大きく成長し、カシノナガキクイムシが侵入しやすくなつたこともその要因の一つと指摘されております。特に気をつけなくてはいけない点は、被害を受けた木は立つたまま枯れてしまつたため、景観を損なうだけではなく、倒木や枯れ枝の落下による事故のリスクも高まるということです。

県内には、八甲田山、岩木山など、気軽に登山やハイキングを楽しめるスポットが多く、県内外から多くの方が訪れておりますが、ナラ枯れ被害の拡大によつて美しい景観が損なわれ、登山やハイキングを含む観光にも影響を与えてしまつることも考えられます。

また、倒木による被害が出ないうちに早急な対策が必要であり、ナラ枯れ対策を一層強化し、貴重な森林資源を守つていく必要があると考えます。

そこで、本県におけるナラ枯れ被害の状況と被害拡大の要因についてお伺いいたします。

次に、県は、被害対策にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、野生鳥獣被害対策についてお伺いいたします。

野生鳥獣被害は、農業者や森林所有者にとつては経済的損失のみならず、営農意欲や経営意欲の減退、耕作放棄地や森林の荒廃など、被害額以上の影響を地域に及ぼすものだと考えます。特に山間地域を抱える自治体においては、地元猟友会に捕獲を依頼し、わなの設置、防護柵の設置などの対策が行われておりますが、猟友会員の高齢化や後継者不足に悩まされているのが実態としてあり、全国でも同じような悩みを抱えている自治体は多く存在しております。

そのような中、東北地方全体におけるブナの大凶作の影響もあり、今

年に入り、特に熊による人的被害が東北地域を中心に多く、隣接する秋田県、岩手県は特に深刻な状況となつております。県内においても、今月九日時点で十件十名の人身被害が発生しております。

冬眠前に栄養を蓄える餌が極端に少ないことが人の生活圏への出没が増えた要因と言われており、県内において、今月九日には三戸町において、国道バイパス沿いにあるラーメン店の従業員が子熊に襲われ、右目付近に裂傷などのけがを負い、また、十三日には陸奥湾で泳ぐ熊が目撃されるなど、場所を選ばず、どこにでも出没している状況にあります。

例年なら観光客でにぎわう紅葉の名所やイベント会場においても熊対策に追われ、イベント中止や観光エリアを縮小し、観光客の安全配慮の徹底を図るなど、観光業にも影響を来している状況にあります。また、本県においては、熊被害のみならず、ニホンジカによる樹皮を食べられるなどのリング被害、イノシシによる種芋の食害によるナガイモへの被害、ニホンザルによる農作物被害も深刻な問題となつております。

特にニホンザルによる農作物被害においては、常任委員会調査で訪問したむつ市脇野沢地区の現場や移動中のバス車中からも猿の群れを確認できるなど、至る場所に出没している状況がありました。また、収穫間近の大根が無残にニホンザルに食べられた大根畠の写真を同僚議員に見せてもらい、農家の方の営農意欲や経営意欲の減退につながつてしまふものだと、その深刻さを改めて感じたところです。県においても、これまで様々な対策を講じられておりますが、農業、林業、観光業など、様々な面で影響を来している野生鳥獣被害対策のさらなる強化が必要であると考えます。

そこで、まずは熊、ニホンジカ、イノシシなど、大型獣類の被害対策の推進に向けた狩猟免許所持者の確保、育成について二点お伺いいたします。

一点目として、狩猟免許所持者数と新規狩猟免許取得者数の推移についてお伺いいたします。

二点目として、大型獣類の捕獲者の確保、育成に向けた県の取組についてお伺いいたします。

次に、ニホンザルによる農作物被害対策について、近年のニホンザルによる農作物被害の状況と、被害防止に向けた県の取組についてお伺いいたします。

次に、青少年の薬物乱用防止についてお伺いいたします。

青少年の薬物乱用防止には、教育、家族の支援、社会的な取組、政策の強化、早期介入が重要であり、地域社会全体で協力し、青少年が健康的な選択ができる環境を整えることが必要であります。

一旦薬物を摂取すると依存を形成し、長期の使用や乱用の結果、精神症状を抱えるリスクがあり、依存を形成した本人のみならず、周囲の家族や友人を悲しませることにもなります。そのため、入り口のところでの薬物を使用しないための教育が大変重要となり、将来のある若い世代の薬物汚染は何が何でも食い止めなくてはいけないと強く思うところであります。

そこで、公立中学校及び高等学校において、薬物乱用防止教育はどのように行われているのかお伺いいたします。

次に、薬局やドラッグストアで購入できる市販薬を過剰に摂取してしまいうオーバードーズについてです。

今、若い世代の間で市販薬のオーバードーズが社会問題化されております。その情報の源は、SNS等でオーバードーズをしたら楽しくなつた、つらい気持ちがオーバードーズで和らいだといった体験談を見て興味を持ち、一度くらいやってみようかという安易な気持ちで広がりを見せていました。また、十代、二十代の若者を中心に増加しており、従来の覚醒剤等の違法薬物の使用者と比較して女性の割合が多く、非行歴が少ないなどの特徴があるとされております。

厚生労働省依存症に関する調査研究事業、薬物使用と生活に関する全国高校生調査二〇二四において、過去一年以内に市販薬の乱用経験があ

る割合は、高校生では約七十人に一人であり、女子生徒のほうが乱用経験がある割合が大きいという結果がありました。

この背景としては、家庭や学校等で感じている孤独感や自分をうまく表現できないなどのつらい気持ちがあり、このつらい気持ちを紛らわすために使用していることが多いと言われております。また、いじめや虐待、親との関係が悪い、学校での孤立など、オーバードーズの裏には深刻な問題が潜んでいる場合もあると指摘されております。

このように、すぐに手に入る市販薬による依存症の増加は、都会の方は関係なく、身近に存在するものとなつており、その対策を早期に進めていかなくてはならないと考えるところであります。

そこで、少年によるオーバードーズの未然防止に向けた取組内容についてお伺いいたします。

以上をもちまして、壇上からの質問を終わります。

○副議長（齊藤 爾） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 大澤祥宏議員にお答えいたします。

まず、データの活用、連携に係る今後の取組の方向性についてです。データの活用、連携について、まずは本県生活において大きな課題となつてている冬の雪対策から始める」といたしております。具体的には、県道であるか、市町村道であるかを問わず、道路除雪に関する情報の一元的にウェブで確認できるようにいたします。

この冬には、黒石市と十和田市において有用性を検証するためのモニター調査を行い、県民の皆様からの意見も反映させてまいります。

今後は、防災やインフラ保全など、市町村と一体となつて幅広い分野においてデータ活用、連携を進め、県民の方々にとつて、より暮らしやすい青森県を実現してまいります。

次に、ナラ枯れ被害対策についての県の取組です。

ナラ枯れ被害は、近年、県の対策を上回る速さで全県的に拡大しております、その要因とされます気温の高い状況は今後も続くことが想定

されております。県では、これまでの被害木の駆除等に加え、新たな局面に対応したナラ枯れ対策が必要と考えており、先月開催されました被害対策検討会での専門家からの助言なども踏まえ、被害状況に応じた駆除等と併せて、海岸防災林や森林公園など公益性の高い守るべきナラ林を選定し、重点的に保護対策を実施するとともに、被害を受ける前の太いナラの伐採、利用を促進し、被害を受けにくい若い森林への転換を図っていくことといたしております。

また、国に対し、これらの対策に必要な経費の支援を要望していくほか、国有林を管理する東北森林管理局や市町村とも連携を図りながら取組を進めてまいります。

○副議長（齊藤 爾） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 初めに、賃上げに持続的に対応するため、県内中小企業の声に耳を傾けながら取組を検討すべきであるとの考えについての県の認識についてお答えいたします。

県では、県民対話集会「#あおばな」などにおいて、事業者を含む県民の皆様の声を直接伺つていいるほか、各種会議や商工団体等との意見交換の場や、物価高などの影響に関する調査の継続的な実施等を通じて、県内中小企業が経営コスト上昇への対応に苦慮している状況を認識しており、今年度から新たに中小企業の経営コスト削減や収益力向上を図る取組を支援しております。

また、賃上げについては、最低賃金の引上げの影響も含め、今後の状況を見極めていく必要があるますが、引き続き、県内中小企業の声に十分に耳を傾けて、適切に対応してまいります。

次に、「GX戦略地域」制度に関する県の提案内容についてお答えいたします。

「GX戦略地域」制度は、地域に偏在する脱炭素電源等を核に、GX型の産業集積や電力・通信インフラの一体的整備の実現を目指すものであり、県では、GX関連産業の本県への集積に向けた課題や、国に期待

する支援措置について、府内や県内市町村の意見を取りまとめ、去る十月二十三日に、国に対し提案したところです。

具体的には、GX関連産業の集積に向けた課題として、送配電設備の整備に長期間を要すること、首都圏にデータセンターが集中していることなどを挙げた上で、国を主体とする電力インフラの整備、データセンターの地方への進出や移転の促進などを図るために支援措置を提案いたしました。

次に、データセンター誘致についての県の考え方についてお答えいたします。

データセンターの拡大と電力消費の急増が見込まれている中、本県は脱炭素電源に関する高いポテンシャルを有しているのみならず、広大な土地、冷涼な気候、低い災害リスクといったデータセンターの立地場所としての優位性があると認識しております。

このため、県では、先日発表いたしました「青森GX特別区域」の構想においても、データセンター集積の一大拠点の形成とデータセンターを活用した県内産業のスマート化を目指し、国に対し必要な支援措置を提案いたしました。

県といたしましては、データセンターの誘致等を積極的に進め、本県における魅力的な仕事づくりによる若者の定着・還流の促進につなげてまいります。

○副議長（齊藤 爾） 総合政策部長。

○総合政策部長（後村文子） データ活用による行政サービスの向上に向けて、県は市町村とどのように取り組んできたのかとの御質問にお答えいたします。

県では、令和六年度に県及び市町村の担当者によるワークショップを開催し、道路除雪や防災など六分野において、デジタル化やデジタル技術を活用した変革によって実現したい取組のアイデアをまとめました。

さらに、今年度は、道路除排雪分野について、市町村との検討会をこれまでに六回開催し、データ活用により実現を目指す将来像や新たな行政サービスの具体化を進めているところであり、年度内を目途に取りまとめる予定です。

○副議長（齊藤 爾） 交通・地域社会部長。

○交通・地域社会部長（船木久義） 御質問三点についてお答えいたしました。

初めに、路線バスのモビリティデータ整備に向けた県の取組状況についてです。

現在、県の委託先において、データの作成に必要な運行時刻等の情報収集のほか、バス停の現地調査等を行い、国土交通省が定めた標準的なバス情報フォーマットに沿ってデータの作成を進めています。

来年三月には、現在、県が整備しているものと各運行主体が整備したものを作り合わせて、県内の定時定路線型の路線バスのほぼ一〇〇%のモビリティデータが整備され、経路検索サービスで検索可能となる見込みです。

次に、データ整備後の取組予定についてです。

データ整備後、県では、データの多様な活用を促進するため、市町村や事業者の担当者を対象とした講習会を開催することとしています。

また、県内の路線バスが経路検索サービスで検索可能になり、利便性が高まることについて、県や市町村の広報媒体等を活用しながら、広く周知していくこととしています。

県としては、事業者や市町村による継続的なデータ更新やその活用がなされるよう、来年度以降も実務的な講習会等を開催していくとともに、デジタル技術による公共交通の利便性の向上に取り組んでいきたいと考えています。

次に、運転士の確保に向けた県の取組状況と今後の取組についてです。

県では、交通事業者による運転士等の確保を支援するため、今年度から県内に営業所を置く路線バス等の交通事業者が行う運転士等の採用活動、二種免許の取得支援、働きやすい職場環境づくり等に要する経費を対象とする補助事業を開始しております。

また、地域公共交通の安定運行に必要な人材の確保に向けて、青森県地域公共交通活性化協議会に、新たに人財確保対策分科会を設置し、交通事業者間の情報共有や連携体制の構築に取り組んでいます。

県としては、引き続き、交通事業者の運転士等の確保に向けた取組を積極的に後押ししていきます。

○副議長（齊藤 爾） 環境エネルギー部長。

○環境エネルギー部長（豊島信幸） 大型獣類の狩猟免許所持者の確保、育成について二点お答えいたします。

まず、所持者数と新規の取得者数の推移についてでございます。

野生鳥獣対策の要となる狩猟免許の所持者数につきましては、昭和五十六年度の約七千三百人をピークに、平成二十七年度には過去最少の千四百人まで減少しましたが、令和六年度には約二千百人まで回復しております。

新規に狩猟免許を取得する方の数につきましては、平成二十一年度台前半は年五十人を切っていましたが、商業施設などでの狩猟の魅力発信イベントの開催や、狩猟免許試験の回数の増加に取り組んだ結果、平成二十八年度以降は年百五十人程度を維持し、令和六年度には約一百八十人まで増加しております。

続きまして、確保、育成についてです。

県では、大型獣類の捕獲者の確保に向け、狩猟免許試験の回数を平成二十七年度に年二回から三回に、今年度からは年四回に増やすとともに、試験会場を青森市のほか、県南地域や津軽地域でも実施するなど、受験環境の改善を行っております。

また、捕獲者の育成に向けては、令和元年度から大型獣の捕獲技術を

習得する講習会を開催し、今年度は去る十一月八日から九日にかけて、幅広い年代から四十二名の参加があり、大型獣類に関する基礎知識や捕獲方法の講習、ライフル銃の射撃実習を行ったところ、非常に得るものが多くたといった声が寄せられております。

今後も、これらの取組を通じまして、大型獣類の捕獲者の確保、育成に努めてまいります。

○副議長（齊藤 爾） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 経営コスト上昇の影響を受けている県内中小企業に対する県の取組についてお答えします。

県では、関係機関と連携しながら、経営コストの削減につながる高効率な設備導入に対する支援や、21あおもり産業総合支援センターに配置した専門家による経営改善に向けた相談対応を行っているほか、価格転嫁や商品開発、販路開拓などの収益力向上につながる取組も後押ししております。県としては、これらの取組を通じて、引き続き、県内中小企業の稼ぐ力を強化していきます。

○副議長（齊藤 爾） 農林水産部長。

○農林水産部長（成田澄人） 御質問一点にお答えいたします。

まず、本県におけるナラ枯れ被害の状況と被害拡大の要因についてです。

本県の令和七年シーズンにおける七月から十月までのナラ枯れ被害の本数は、民有林と国有林を合わせて、昨シーズン全期間の約一・六倍となる十万三百一本で、過去最多となっています。

また、被害の発生市町村は、新たに八戸市、平川市、野辺地町、七戸町、東北町、風間浦村及び階上町の七市町村を加えた県内二十九市町村となっています。

被害拡大の要因については、専門家によると、近年の暖冬の影響により媒介昆虫の越冬個体数が増加していることや、夏場の猛暑の影響でナラ類が衰弱し、被害を受けやすかつたことに加え、昨年と一昨年の七月

に吹いた強い西風により、媒介昆虫が県内に広く拡散されたことなどが考えられるとのことです。

続きまして、近年のニホンザルによる農作物被害の状況と被害防止に向けた県の取組についてお答えいたします。

本県におけるニホンザルによる農作物被害額は、年度によって増減が大きく、直近三か年では、令和四年度が七百九十万円、令和五年度が千二百四十八万円、令和六年度が五百四十二万円となっています。

地域別では中南地域が最も多く、次いで西北地域、下北地域となっています。中南地域ではリンゴや水稻、西北地域ではニンジンやスイカ、下北地域ではイチゴやカボチャなどの被害が多くなっています。

被害防止に向けた県の取組としては、市町村を中心とした地域協議会が実施する電気柵の設置や追い払い活動などを支援しているほか、市町村域を越えて移動するニホンザルに対する効果的な対策の連携促進に向けた会議の開催や、ニホンザルの行動パターン等に詳しい専門家の派遣などを行っているところです。

○副議長（齊藤 爾） 国スポ・障スポ局長。

○国スポ・障スポ局長（出崎和夫） 青の煌めきあおもり国スポ・障スポの開催に係る御質問一点についてお答えいたします。

初めに、大会の運営を支えるボランティアの確保状況と今後の取組についてです。

国スポ・障スポのボランティアに係る令和七年十月末時点の確保状況については、開・閉会式の運営補助などを行う運営ボランティアが、二千八百人の募集に対して千八百八十九人、聴覚障がい者への情報提供を行いう情報支援ボランティアのうち、手話が四百人の募集に対して四百三十人、筆談が二百人の募集に対しても二百十一人が登録されているところです。

また、障スポに参加する選手団の介助等を行う選手団サポートボランティアを八百人養成するため、県内の大学等と連携して研修テキストを

配布し、学生の自己学習を促すとともに、障がいに対する理解をさらに深めてもらうため、車椅子や視覚障がい者介助などの体験実習を交えた研修会を一回開催したところです。

県としては、引き続き、様々な機会を通じて参加を呼びかけるとともに、ボランティアの業務内容や手話・筆談の知識等を学ぶ研修などを通じた各種ボランティアの養成に取り組んでいきます。
次に、大会参加者の宿泊や輸送に係る県の対策についてお答えいたします。

国スポ・障スポの大会期間は、議員御指摘のとおり、宿泊施設やバス車両の需要が高い秋の行楽シーズンと重なること、各業界の深刻な人材不足などを踏まえ、県では、県内の宿泊施設やバス事業者に対して粘り強く提供依頼を行うとともに、県内事業者の提供数だけでは不足が見込まれることから、県外の事業者も含めた広域での確保対策を行っていくこととしています。

また、客室やバス車両の調整業務を短期間で効率的かつ円滑に実施する必要があることから、県と会場地市町村が共同で客室を確保し、割当てを行う合同配宿や、県が会場地市町村分も含めた台数を確保し、割当てを行うバスあっせん方式をそれぞれ実施しています。

○副議長（齊藤 爾） 教育長。
○教育長（風張知子） 公立中学校及び高等学校における薬物乱用防止教育についてお答えします。

公立中学校及び高等学校では、生徒が薬物乱用の危険性や有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図るために、学習指導要領に基づき、教育活動全体を通じて薬物乱用防止教育を行っています。さらに、学校薬剤師や警察等の関係機関と連携して、薬物乱用防止教室を実施しています。

また、県教育委員会では、健康教育指導者研修会を開催し、薬物乱用防止教育に関する最新の動向等について情報提供するなど、教員の指導

力向上に努めています。

○副議長（齊藤 爾） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 青少年の薬物乱用防止に関する御質問のうち、少年によるオーバードーズの未然防止に向けた取組内容についてお答えいたします。

県警察では、昨今の全国的なオーバードーズによる少年の非行や犯罪被害、死亡事案等の発生状況を踏まえ、学校等における薬物乱用防止教室において、オーバードーズの有害性や危険性を伝え、インターネット上の誤った情報への注意喚起を行い、医薬品を適切に利用する意識の向上に取り組んでおります。

また、医薬品販売業者への万引き防止対策と適正販売に関する協力依頼、学校や教育委員会への情報提供、情報共有、啓発資料の配布や県警公式SNSを通じた広報啓発を通じて、医薬品等の適正管理、適正利用を呼びかけております。

県警察といたしましては、今後も継続して関係機関等と連携し、少年によるオーバードーズの未然防止対策を推進するなど、少年の非行や犯罪被害等の防止に取り組んでまいります。

○副議長（齊藤 爾） 大澤議員。

○七番（大澤祥宏） 再質問させていただきます。

最低賃金の引上げをはじめとした経営コスト上昇の影響を受ける県内中小企業への対応についてであります。

本県では、やはり中小企業が県内経済の基盤となつていて、多くの雇用を創出しておりますが、近年は同業他社との価格競争激化に加えて、原価の高騰、人件費の増加、人手不足などの影響もあり、採算性は低調を余儀なくされていると思つております。やはりその背景にあるのが、労務費を含む適正な価格転嫁が図られていない実態があるからだと強く思うところであり、様々な中小企業の声に耳を傾け、厳しい環境下に負けないように寄り添った支援が必要であると考えるところです。

そこで、まずは県内中小企業の声を聞き、相談窓口となつてている機関であると認識いたします。21あおもり産業総合支援センターにおける今年度の相談対応実績についてお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 今年度、21あおもり産業総合支援センターに寄せられた県内事業者からの相談件数は、九月末時点で二千百四件となっています。

業種別では、サービス業からの相談件数が最多であり、次いで製造業、卸売・小売業となっています。

また、相談内容は、多い順に、各種支援制度の活用方法、事業計画策定や商品開発などについての相談となっています。

○副議長（齊藤 爾） 大澤議員。

○七番（大澤祥宏） 相談件数並びに業種別、あと相談内容については理解いたしました。

私は以前、オール電化住宅だつたり、電化システム機器を提案する営業マンでありまして、大手ハウスメーカーだつたり、地場工務店へ営業活動を行つた経験があります。アポ取りしながら営業に出向くんですけど、やはり地場工務店は家族経営者がほとんどであつて、社長がなかなか事務所にいないというのが現状であります。現場が立て込んでくれば社長自らが現場に出向いて対応しているのが実態としてあり、私もよく現場で打合せしたこともあります。このことは一例でありますが、特に家族経営の中小企業の社長が事務所にいることは少ないと思われるんです。よつて、相談したいことがあっても業種によつては平日はなかなか時間をつくることができないという経営の方も多く存在するのかなと思うところです。

よつて、再質問いたしましたが、相談対応の時間は休日にも拡大すべきと考えますが、見解と対応をお伺いいたします。

○副議長（齊藤 爾） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 21あおもり産業総合支援センターに設置している青森県よろず支援拠点では、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大していた令和二年三月から同年十月までの期間において、土日祝日を含めて、電話、メール等による相談対応を実施した実績がありますが、今後も県内事業者のニーズを踏まえ、適切に対応してまいります。

○副議長（齊藤 爾） 大澤議員。

○七番（大澤祥宏） コロナ禍のときは行つた実績があつて、今後ニーズを把握しながら進めていきたいという御答弁であります。やはり中小企業を取り巻く経営環境というのは早々に対応しなきやならない事態であると認識するところであります。やはり中小企業の方々の声を聞くと、事業継続、あと雇用の維持に懸命に取り組んでいる社長さんたちの経営努力の限界を今はもう超えている状況にあると。よつて、引き続き多くの中小企業の社長さんたちを含め、経営者の方の声に耳を傾けながら対応していただきたいと思います。

やはり平日はなかなか時間が取れなくて、相談したくても相談できな方も数多くいらっしゃると思いますので、ぜひ一人でも多くの方々をサポートするような体制をつくつていただきたいことを要望しながら、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（齊藤 爾） 三十分間休憩いたします。

午後二時五十八分休憩

午後三時二十五分再開

○議長（工藤慎康） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

二十六番谷川政人議員の登壇を許可いたします。——谷川議員。

○二十六番（谷川政人） 議長より登壇を許されました自由民主党の谷川政人でございます。青森県政の限りない発展と、次代を担う子供たちの健やかな成長を願い、通告の順序に従つて一般質問をさせていただ

きます。

質問の一つ目は、フュージョンエネルギーに対する県の取組についてあります。

令和七年十月二十一日、衆参両院の本会議において、我が国初の女性首相が指名され、第百四代内閣総理大臣・高市早苗総理大臣が誕生いたしました。新たな政治の歴史を刻み、自民党と日本維新の会の連立政権となる高市新内閣による経済再生と国民生活の安定に向けた力強い新たな一步が踏み出された姿を、テレビの画面越しに未来への希望と期待を込め、エールを送らせていただいたところであります。

臨時国会が十月二十四日開会となり、高市総理の所信表明演説において、国民生活及び国内産業を持続させ、さらに、立地競争力を強化していくためには、エネルギーの安定的で安価な供給が不可欠であると述べられ、次世代革新炉やフュージョンエネルギーの早期の社会実装を目指し、これらの施策を直ちに具体化させ、我が国の総力を挙げて、強い経済を実現していこうと発言されております。

国政のこうした動きの中で、十一月五日、県議会環境厚生委員会では、六ヶ所村にある国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構六ヶ所フュージョンエネルギー研究所を訪れ、世界最先端の核融合研究の現状と世界の国々や産業界、大学がお互いに連携し合い、未来を担うエネルギーを実現させるための取組内容について調査したところであります。皆様、既に御承知のとおりではありますが、フュージョンエネルギーとは、水素のような質量が小さい原子核同士が融合し、別の大きい原子核になる際に放出されるエネルギーのことであり、フュージョンエネルギーの燃料一グラムから得られるエネルギーは、石油八トン分のエネルギーに相当するとのことであります。また、フュージョンエネルギーは、発電の過程でCO₂を発生させないカーボンニュートラルで、燃料の水素は海水中に豊富に存在することから、我が国のエネルギー自給率の向上が期待されるほか、原子力とは異なる固有の安全性と環境保全性を有

するという特徴があるとも伺ってまいりました。

フュージョンエネルギーは、我が国をはじめ、世界のエネルギー問題や地球環境問題の根本的な解決につながるものとして大きな期待が寄せられているものもあります。現在、この研究所では、フランスでのITER計画を補完、支援している幅広いアプローチ活動が行われております。中でも、世界最長の高周波四重極線型加速器を用いて、世界最高強度の重陽子ビームの加速を実現したことは、核融合炉材料の研究開発に大きく寄与するとともに、大強度中性子を利用したがん治療薬や検査薬の製造など、医療、農業、工業の分野への応用とその波及効果も期待されています。

このたびの視察調査を通して、こうした世界最先端のエネルギー研究拠点施設が我が青森県内に存在していること、そして、ここで研究し、得られる成果が、エネルギーのみならず、様々な分野へと応用され、大きな波及効果となつて県内経済を押し上げていく可能性を秘めていることに、改めて夢と希望と誇りを抱かずにはいられない思いであります。

特に高市首相が掲げる強い経済の実現のための投資対象十七分野には、このフュージョンエネルギーがしっかりと示されていることから、本県として、この機運をしっかりとつかみ、施策に生かしていくべきと考えております。

そこで、まず一点目として、政府が示した日本成長戦略の戦略分野にフュージョンエネルギーが掲げられたことに対する県の受け止めについてお伺いいたします。

また、二点目として、フュージョンエネルギーの拠点形成に向けた今後の県の取組方針についてお伺いいたします。

次に、二項目、自動車燃料関係税の暫定税率廃止の影響について。まず一つ目は、燃料費高騰の影響を受けている県内トラック運送事業者への対応についてお伺いいたします。

県内のトラック運送事業者は、県民の生活と経済の安定を永続的に支えていくために不可欠な業務の担い手として、日夜懸命な努力を続けてくださっております。

しかしながら、国際的な原油価格の変動や為替レートの影響によって燃料価格は高止まりし、トラック運送事業者の総コストにおける燃料費が大きな割合を占めていることから、事業者の利益を圧迫し続け、運賃を引き上げるにも、他社との競合を鑑みれば慎重な対応を取らざるを得ず、より厳しい経営環境へ追い込まれていると聞き及んでおります。

こうした厳しい環境下にあっても、事業者やそこで働くドライバーたちが知恵を絞り、効率的な運送ルートの選定やエコドライブの推進など、徹底した省エネやコスト削減に努め、さらには、従業員の健康と命を守るために働き方改革も推進し、懸命な努力で必死に対応されてきているものと認識いたしております。また、ドライバーの高齢化と慢性的な人手不足、交通渋滞や施設の混雑による荷待ち時間の増加など、課題は山積していると聞き及んでおります。

そこで、一点目として、燃料費が高止まりしている中、県内トラック運送事業者のコスト負担を軽減することが重要と考えるが、県のこれまでの取組実績についてお伺いいたします。

また、こうした厳しい経営環境に置かれているトラック運送事業者などの窮状に、自民、日本維新の会、立憲民主、国民民主、公明、共産の与野党六党は、十一月五日、今年十二月三十一日にガソリン税の暫定税率を、来年四月一日には軽油引取税の暫定税率を廃止することと正式に合意いたしました。

現在、ガソリン税の暫定税率は、一リットル当たり二十五・一円、軽油引取税の暫定税率は、一リットル当たり十七・一円で、これが本来の税率に上乗せされておりますが、この暫定税率廃止に向け、急激な価格変動を防ぐため、石油元売会社に対する補助金を段階的に増額しております。

ガソリンでは、十三日に十五円、二十七日には二十円、来月十一日には暫定税率相当の二十五・一円となり、軽油も十三日に十五円、今日二十七日には十七・一円に引き上げられることになつております。

そこで、二点目として、暫定税率が廃止された場合の県内トラック運送事業者への影響について、県はどのように認識しているかお伺いいたします。

次に、この項目の一一つ目として、本県税収への影響額についてであります。

今年七月に開催された全国知事会議 in 青森では、ガソリン税の暫定税率をめぐって、ガソリン税は一部が地方に譲与されており、また、軽油引取税は地方税であることから、暫定税率が廃止されることによる地方への影響は、国が減税に伴う地方減収分の代替として、恒久的な安定財源を確保しなければ納得できるものではないとの意見が出されたことが大きな話題となりました。

国民、県民にとつてはガソリン税及び軽油引取税の減税は大いに歓迎されるものではありますが、地方運営を預かる首長さんたちの目線からしてみれば貴重な地方の財源が失われてしまうこと、将来の道路整備の遅れや財源確保が難しくなることなどが懸念されております。

そこで、ここでは一点だけ、本県税収への影響額についてお伺いいたします。

次に、三項目、弘南鉄道大鷗線の代替交通についてであります。

長年地域住民から親しまれ、利用されてきた県内ローカル鉄道の一つである弘南鉄道大鷗線は、一〇一八年三月末で運行を休止することが決定しております。

先月の十月二十六日には、弘南鉄道沿線のみならず、中南地域で暮らす住民皆様が地域交通に対する課題意識の醸成が図られることを目的として、大鷗線運行休止カウントダウンボード除幕式が実施されました。当時は、弘南鉄道のPRキャラクター「ラッセル君」、大鷗線沿線

地域のPRキャラクター「たか丸くん」、そして、もやっぴーの着ぐるみ三体が激励に駆けつけてくれ、来場者の親子と記念撮影をされたようです。その後は大鷗線で津軽大沢駅まで電車に揺られ、子供たちは車窓から一面に広がる田園風景に歓声を上げ、楽しんでいたようあります。大人たちは、通勤、通学していた当時を振り返り、懐かしむと同時に、休止を惜しみ、どことなく寂しさで肩を落とす人も見受けられたと聞き及んでおります。休止までのカウントダウンがボードで設置され、一日一日と数字が減っていきますが、今なお通勤、通学などで利用する人たちや多くの高齢者といった交通弱者と言われる人たちが日々様々な思いを巡らせながら、今日も弘南電車に揺られていると思います。

しかし、休止によって引き起こる様々な課題に目を背けてばかりはいられません。弘南鉄道大鷗線に代わる代替交通の確保に向け、県、沿線自治体、鉄道事業者をはじめとする関係機関がしっかりと連携し、利用者の生活の足の確保と利便性を踏まえたしっかりと道筋をできる限り早い段階で示していくことがとても重要であると考えます。

そこで、一点目として、今回公表された代替交通案の考え方についてお伺いいたします。

また、二点目として、代替交通の運行に向けた今後の対応についてお伺いいたします。

次に、四項目、警察行政手続のオンライン化についてであります。

私たちを取り巻く社会環境は、グローバル化やデジタル技術の進展に伴い、距離や国境の制約を感じることなく、世界のあらゆる人々が情報のやり取り及び意思決定をよりスピーディーに実施できる時代を迎えております。

しかし、数年前までの我が国の行政手続は、海外の多くの国々に比べ、印鑑や書類の添付など非常に煩雑で、分かりづらいと言われ続けており、こうした日本の国際競争力への足かせになつていているとも言える実

態をしっかりと改めていくことを目的に、令和元年五月、デジタル手続法が公布されました。このデジタル手続法によつて、個々の手続やサービスのデジタル完結、そして、民間サービスを含めた複数の手続をどこからでも一か所で実現する仕組みが幾つもつくり上げられており、利用者の利便性が飛躍的に向上していることを感じているところであります。

このように、近年、行政手続のオンライン化が各分野において進展している中、警察業務においては、依然として窓口での対面手続に依存している分野が少なくないと感じております。別に後ろめたさや悪いことをしているわけではないとはいえ、どことなく威圧感のある警察署の窓口に出向いて手続をするよりは、オンラインで気軽に気持ちよく手続を済ませたいと思つてるのは私だけではないと思つておりますし、県民の利便性の向上、相談体制の充実、限られた人員の有効活用の観点からも、オンライン化の推進は非常に重要な取組であると考えます。

また、オンライン化は県民の利便性に大きく寄与するばかりではなく、サイバー犯罪や特殊詐欺など、警察を取り巻く治安課題が山積している状況下において、受付、書類作成等の事務がオンライン化により軽減されることで、その対応に要してきた人員を現場等に投入し、治安維持力の強化にも寄与するものと考えております。

そこで、一点目として、システムの概要についてお伺いいたします。

また、二点目として、オンライン化の対象となる行政手続についてお伺いいたします。

さらに、三点目として、県民へのメリットなど期待される効果についてお伺いいたします。

次に、最後の項目、公立中学校における休日の運動部活動の地域展開についてであります。

私たちが過ごしてきた中学・高校時代は、学校で行われる部活動は、学校教育の一環として、学校教職員が何かしらの部活動を担当し、顧問

として担つてきてくれておりました。しかし、現代は人口減少や少子化、教職員の働き方改革の影響に伴い、部活動は学校の外、いわゆる地域での活動に変えていこうとする部活動の地域展開に向けた考え方や動きがより活発化しております。

こうした時代背景を受け、スポーツ庁及び文化庁では、令和四年十二月に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを策定し、公立中学校においては、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携、協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要があること、そして、地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備については、まず、休日における地域の環境の整備を着実に進め、平日における環境整備については、できるところから取り組んでいくことが考えられますと示しております。

この国の動きに呼応し、県教育委員会では、公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画を令和五年四月に策定し、本県の目指す姿として、全ての市町村において部活動の地域移行について検討し、令和七年度末までには部活動ごとの課題と必要な対策を整理した上で、可能な部活動から地域移行を開拓することいたしました。

また、令和三年度からは、県立三本木高等学校附属中学校をモデル校として実践研究が行われており、さらに、先進地事例として、むつ市では「むつ☆かつ」と称した地域展開の取組が進められ、既に休日のみなまれているようになります。

しかしながら、県内の自治体では、その進捗状況に温度差があることや様々な課題も山積していると聞き及んでおります。特に運営主体はどこが担うのか、活動場所の確保やその場所までの移動手段はどうするのか、また、質の高い指導者の確保や大会参加の要件問題など、県教育委員会、学校、各競技種目団体、保護者、地域などといった全ての関係者

たちの柔軟な理解と連携が不可欠であり、県教育委員会の強いリーダーシップが求められていると感じております。

令和五年度から三年間かけて行われてきた段階的な地域展開期間の取組も、あと残すところ数か月となります。スポーツ庁の中間取りまとめでは、二〇二五年度末までに全国の五四%の自治体が休日の部活動を地域展開する計画であると回答されており、さらに、二〇二六年度までには六八%の自治体が休日部活動の地域展開を計画していると公表しています。

また、十月二十七日に行われたスポーツ庁、文化庁の有識者会議では、年内にも改定される見込みの部活動ガイドラインの骨子案の内容によると、来年度から令和十三年度までは改革実行期間として位置づけ、期間内に原則全ての部活動の休日の活動の地域展開の実現を目指すことになっておりますが、山積する課題への対応を含め、各市町村へのさらなる支援が必要不可欠であると考えるところであります。

そこで、一点目として、地域展開に向けた各市町村の取組状況と課題についてお伺いいたします。

また、二点目として、市町村の取組を支援するため、県教育委員会ではどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

以上、五項目についてお伺いし、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（工藤慎康） 小谷副知事。

○副知事（小谷知也） 谷川議員にお答えいたします。

まず、日本成長戦略の戦略分野に「ユージョンエネルギー」が掲げられたことに対する受け止めについてであります。

国では、去る十一月四日、日本成長戦略本部を設置し、十七項目の戦略分野の一つに「ユージョンエネルギー」を掲げました。この戦略分野においては、大胆な投資促進や産学連携等の多角的な観点からの総合支援を検討するとされております。

また、十一月二十一日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策では、フュージョンエネルギー・イノベーション戦略に基づき、二〇三〇年代のフュージョンエネルギー発電実証を目指すことが示されました。

県としては、近々公表される国の令和七年度補正予算において、フュージョンエネルギーに関する取組の実効性がさらに高まるこことを期待申し上げております。

次に、フュージョンエネルギーの拠点形成に向けた今後の取組方針についてであります。

県では、今年度、むつ小川原地域におけるフュージョンエネルギーの拠点形成に向け、アドバイザーミーティングを設置し、多角的な御意見をいただきながら、今後取り組むべき内容の整理を進めております。

委員からは、会議の席上、フュージョンエネルギーは自動車産業に匹敵する、あるいはそれ以上の雇用を生み出す夢のある分野であり、地域に根差した形で産業の創出が期待できるといった御発言がありました。今後は、国の動きを踏まえつつ、県としての基本的な考え方を年度内に取りまとめるここといたしております。

続いて、暫定税率が廃止された場合の本県税収への影響額についてであります。

自動車燃料関係税の暫定税率が廃止された場合の影響額は、令和六年度における本県の税収実績を基に試算いたしますと、軽油引取税が約六十七億円、地方揮発油譲与税が、県分と市町村分を合わせて約六億円となります。

この減収については、今後、国において適切に対応されるものと承知いたしておりますが、引き続き、地方財政対策等の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（工藤慎康） 奥田副知事。

○副知事（奥田忠雄） 初めに、自動車燃料関係税の暫定税率が廃止さ

れた場合の県内トラック運送事業者への影響についての県の認識についてお答えいたします。

国の自動車燃料消費量統計によりますと、令和六年度の本県における自動車の軽油消費量三十七万キロリットル余のうち、その約六割に当たる二十二万キロリットル余を営業用貨物自動車が消費していることから、県内トラック運送事業者は、燃料費高騰の影響を特に大きく受けていると考えられます。

暫定税率の廃止による軽油小売価格の引下げは、燃料費の負担軽減につながることから、厳しい経営環境にあるトラック運送事業者のコスト削減と経営安定化の効果が期待できるものと認識しております。

次に、弘南鉄道大鰐線の代替交通案の考え方についてお答えいたします。

今回公表いたしました代替交通案は、弘南鉄道大鰐線と並行する他の交通機関がない小栗山駅と義塾高校前駅の間における移動手段を確保するため、弘南バス碇ヶ関線の一部をルート変更し、弘南鉄道大鰐線に可能な限り並行するバスルートを設けるというものです。

大鰐線の運行休止後も、通学、通勤、通院等に係る弘前方面、大鰐方面双方からの利便性の確保を図るため、関係市町や交通事業者等と連携しながら、具体的な検討を進めてまいります。

次に、大鰐線の代替交通の運行に向けた今後の対応についてお答えいたします。

今後は、代替交通となる路線バスの運行本数及びダイヤや、代替交通と既存の路線バスが重複して運行する区間ににおける既存の路線バスの再編等について、具体的な検討を進めてまいります。

また、輸送の最適化を図るため、利用が少ないと考えられる地域、時間帯につきましては、乗合タクシーの活用についても検討してまいります。

これらについて、引き続き、沿線市町と交通事業者等による弘南鉄道

大鰐線代替交通検討会議において、令和八年度末までの合意を目指し、協議を進めてまいります。

○議長（工藤慎康） 経済産業部長。

○経済産業部長（上沢謙一） 県内トラック運送事業者のコスト負担軽減に向けた県の取組実績についてお答えします。

県では、原油価格や物価の高騰による影響を受けている県内トラック運送事業者の事業継続を支援するため、令和四年度九月補正予算、令和五年度五月補正予算及び令和六年度二月補正予算において、燃料費等の価格高騰分を支援しました。

直近の令和六年度二月補正予算では千二百三十五事業者、車両一万二千七百七十三台に対し、合計六億三千九百十六万円の支援を行ったところです。

○議長（工藤慎康） 教育長。

○教育長（風張知子） 御質問二点についてお答えいたします。

まず、運動部活動の地域展開に向けた各市町村の取組状況と課題についてです。

休日の部活動の地域展開については、国が示すガイドラインに基づき、公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画を策定し、全ての市町村において部活動ごとの課題と必要な対策を整理した上で、可能な部活動から地域移行を開始することとしています。

令和七年十月末現在、三十四市町村が検討委員会を設置し、二十二市町村が推進計画を策定した上で、地域展開に向けた検討を進めており、また、六市町村が地域クラブによる活動に取り組んでいます。

一方、各市町村を訪問した際の聞き取り等では、課題として、専門性や資質、能力を有する指導者の確保、地域展開の受皿となる運営団体、実施主体の確保、地域クラブの活動場所の確保、会費や活動場所までの送迎等に係る保護者負担の軽減などが挙げられています。

次に、市町村の取組を支援するための取組についてお答えします。

県教育委員会では、各市町村の課題の整備に資するよう、市町村担当者による協議会を開催し、国の動向や他県の先進事例、各市町村の取組状況等を情報共有しているほか、人材バンクや研修会の開催により、指導者の確保や資質向上に努めています。

また、課題の整理が難しい市町村には総括コーディネーターを派遣し、助言を行っているほか、近隣市町村と連携し、広域での地域展開を協議する場を設けるなど、市町村の取組を支援しています。

さらに、休日に生徒がより多様な活動に取り組めるよう、令和八年度から県立三本木高等学校附属中学校の部活動は平日のみ行うこととし、先般、この方針を各市町村教育委員会教育長に説明し、改めて部活動の地域展開に向けた検討をお願いしたところです。

○議長（工藤慎康） 警察本部長。

○警察本部長（安田貴司） 警察行政手続のオンライン化に関する御質問のうち、システムの概要についてお答えいたします。

十二月に運用開始予定の警察行政手続オンライン化システムは、警察に対してなされる行政手続について、申請書の提出や許認可証等の交付を含めてオンラインで実施できるものとなります。

道路使用許可の申請など二十四の手続については、令和三年六月から警察庁の専用サイトでオンライン申請等が可能となっておりますが、このシステムでは、既にオンライン化されている手続を含め、対象手続を約六百にまで大幅に拡充し、デジタル庁が運営する電子申請のポータルサイト e-Gov から申請等ができるようになります。

申請から許可証の交付までの一連の手續が全てオンラインで行われる場合を例にいたしますと、県民の皆様から青森県警察が所管する行政手続について e-Gov で申請が行われると、県警察の業務担当者にメールで通知が来ます。通知を受けた業務担当者は、申請の受付処理をし、必要に応じて申請者に対して補正の依頼を行った後、内部審査を経て、申請者に許可証をオンライン交付するという流れになっております。

次に、オンライン化の対象となる行政手続についてお答えいたしました。

既にオンライン化されるものを含め、警察が所管する行政手続について、申請等の件数が多いものとして、例えば道路交通法に基づく道路使用許可の申請や安全運転管理者の選任等の届出、自動車の保管場所の確保等に関する法律に基づく軽自動車の保管場所の届出など、古物営業法に基づく仮設店舗における営業の届出などがあります。

次に、県民へのメリットなど期待される効果についてお答えいたしました。

まず、最大のメリットとして、県民の皆様は警察が所管する様々な行政手続をオンラインで申請できるようになるため、警察本部や警察署にわざわざ出向く必要がなくなる、あるいは、二回出向かなければないものが一回で済むようになるなど、移動にかかる負担軽減につながる点が挙げられます。

特に青森県など降雪地域においては、オンライン化は単なる合理化、効率化だけではなく、通常時以上に移動に要する時間、燃料、労力の節約、事故リスクの軽減などにもつながり、雪国特有の地域課題に対応した生活基盤の強化にも資するものであります。

県では、これまでも沿線市町村支援計画に対する市町村への補助などをしているところでありますが、弘南鉄道が担う暮らしの足としての役割が今後とも維持されるよう、県が積極的に沿線市町村と連携し、サポートしていただくよう強くお願い申し上げまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（工藤慎康） 以上をもつて本日の議事は終了いたしました。

明日は午前十時三十分から本会議を開き、一般質問を継続いたします。

午後四時七分散会

本日はこれをもつて散会いたします。

さらに、議員御指摘のように、行政手続オンライン化の開始、さらには県民の皆様の利用促進により、これまで窓口業務に振り向けてきた職員を他の治安課題、例えばサイバー犯罪、特殊詐欺、人身安全関連事案の対応に振り向けることも検討しているところでです。これらにより、安全・安心を実感できる青森県の実現を目指す考えです。

○議長（工藤慎康） 谷川議員。

○二十六番（谷川政人） 塇上から大きく五項目について質問させていただきます。それぞれ御答弁をいただきましたが、弘南鉄道について一点、意見、要望を申し上げさせていただきたいと思います。

弘南鉄道大鰐線の代替交通について、令和八年度末までの合意を目指

して協議を進めていくという御答弁がありました。何よりも利用者が満足できる利便性の高い交通をしっかりと準備していただくよう、改めてお願ひしておきたいと思います。